

平成27年第7回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号 (12月8日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
諸般の報告	3
村長挨拶	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
一般質問	6
北 條 利 雄 君	6
宗 田 雅 之 君	17
京 條 英 征 君	32
関 根 政 雄 君	42
遠 藤 貴 人 君	51
前 田 武 久 君	59
議案第123号～議案第125号の上程、説明	65
議案第126号～議案第131号の上程、説明	66
議案第132号の上程、説明	72
散会の宣告	73

第2号 (12月10日)

議事日程	75
------	----

本日の会議に付した事件	7 6
出席議員	7 6
欠席議員	7 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 6
職務のため出席した者の職氏名	7 6
開議の宣告	7 7
議事日程の報告	7 7
議案第 1 2 3 号～議案第 1 2 5 号の質疑、討論、採決	7 7
議案第 1 2 6 号～議案第 1 3 1 号の質疑、討論、採決	7 8
議案第 1 3 2 号の質疑、討論、採決	8 2
閉会中の継続審査申し出について	8 3
閉会の宣告	8 3
署名議員	8 5

第 7 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成27年第7回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

平成27年12月8日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第123号 鮫川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
提案理由説明
- 日程第 5 議案第124号 鮫川村村営バス条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 6 議案第125号 鮫川村税条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 7 議案第126号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算(第7号)
提案理由説明
- 日程第 8 議案第127号 平成27年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
提案理由説明
- 日程第 9 議案第128号 平成27年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
提案理由説明
- 日程第10 議案第129号 平成27年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
提案理由説明
- 日程第11 議案第130号 平成27年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第3号)
提案理由説明
- 日程第12 議案第131号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
提案理由説明

日程第13 議案第132号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更について

提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
6番	京條英征君	7番	前田雅秀君
8番	関根政雄君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
企画調整課長	小松毅君	住民福祉課長	鈴木眞理子君
農林課長 兼任農業委員会 事務局長	村山義美君	地域整備課長	増谷隆夫君
教育課長	須藤健君		

職務のため出席した者の職氏名

議事 事務局 会長	齊藤利己	書記	渡邊敬
-----------------	------	----	-----

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから平成27年第7回鮫川村議会定例会を開会いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、斉藤利己君。

○議会事務局長（斉藤利己） 諸般の報告をいたします。

議案第123号から議案第132号までの10議案が村長より提出され、本日議長において受理しました。

本議会に、村長及び教育長、農業委員会事務局長に出席を求めました。

先ほどお配りしましたとおり、第6回議会定例会の発議第1号について、議事整理権で発議番号を発議第2号へ変更いたしました。

村監査委員より定期監査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、派遣関係であります。

10月14日、東白衛生組合議会第2回定例会のため北條利雄議員を埴町に、10月20日から21日、平成27年度町村議会広報研修会のため議員2名を東京都千代田区に、10月22日、福島県町村議会議長会主催町村議会議員研修会のため議員10名を郡山市に派遣いたしました。

出張関係であります。9月30日、平成26年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計に係る決算審査のため議長が白河市に、10月21日、第3回東白川地方町村議会議長会定例会のため議長が棚倉町に、10月30日、白河地方広域市町村圏整備組合白河消防署表郷分署庁舎完

成落成式のため議長が白河市に、11月10日、地域振興視察研修のため議長が石川県津幡町に、11月11日、第59回町村議会議長全国大会のため議長が東京都渋谷区に、11月16日、黒磯・棚倉・いわき間道路整備促進期成同盟会の要望活動のため議長が栃木県宇都宮市に、11月24日、平成27年度県南地方町村議会議長会連絡協議会臨時総会のため議長が白河市に、11月26日、福島県町村議会議長会理事・監事合同会議のため議長が福島市に、11月27日、黒磯・棚倉・いわき間道路整備促進期成同盟会の要望活動のため議長が福島市に、12月1日、白河地方広域市町村圏整備組合圏域市町村長並びに代表議長会議のため議長が白河市に、12月2日から3日、平成27年鮫川村議会議員OB会総会のため議長が福島市に、12月3日、年末年始における地域安全・交通事故防止運動出動式のため議長が矢祭町にそれぞれ出張いたしました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） おはようございます。

平成27年第7回の鮫川村議会定例会の開催に当たりまして、全議員ご出席のもとに議案のご審議をいただきますことを厚く御礼を申し上げます。

10月から11月にかけては、村の一大イベントでありますうまいもの祭り、そしてふくしま駅伝、学校行事、地域行事と数多くの行事がありました。議員の皆様にも多数のご出席をいただきましたこと、御礼を申し上げる次第であります。

平成23年3月の東日本大震災から間もなく4年9カ月になりますが、村内から出ました汚染物質減量化のための焼却施設につきましては、7月に稼働を完了させていただきました。この施設につきましては11月に解体撤去の請負業者が決定し、来年の9月ごろまでにはこの解体工事も完了する予定とのことであります。既設の解体あるいは配送を伴いまして放射性物質が飛散しないように慎重な作業を要請しているところであります。

焼却施設の隣接地に仮置きしておきました村内の各学校等からの汚染土につきましては、この10月に中間貯蔵施設へ搬出が完了しました。また、減量化によって発生しました指定廃棄物につきましては、当分の間仮置きされているということでもあります。量にして70トンほ

でございます。今後もしっかり監視を続けてまいりたいと思いますので、議員各位のご協力もお願いするところであります。

さて、今定例会でご審議をいただく議案についてであります。条例案件が3議案と予算補正にかかわる議案が平成27年度鮫川村一般会計補正予算等5つの特別会計の補正予算、合わせて6議案、そして鮫川村過疎地域の自立促進計画の変更についての合計10議案を提案させていただきました。

ご提案いたしました議案につきましては十分にご審議をいただき、原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶といたします。

○議長（星 一彌君） これで村長の発言は終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

8番 関根政雄君 及び

9番 前田武久君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告いたします。

去る11月30日、議会運営委員会を開催し、本定例議会の会期、日程等について協議をいたしました。

会期につきましては本日から12月10日までの3日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお

願ひ申し上げます、ご報告といたします。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から12月10日までの3日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 3番、北條利雄君。

〔3番 北條利雄君 登壇〕

○3番（北條利雄君） 3番、北條でございます。

私は、本日からの定例会におきまして、大きく3つの一般質問をさせていただきます。

まず、第1点でございますが、介護保険法改正に伴います地域支援事業の計画見直しと計画策定の進捗状況についてでございます。

医療・介護総合推進法案における介護保険制度改正は、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化の2つに大別されております。地域支援事業の見直しにつきましては、介護予防サービスのうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、2017年度までに全ての市町村で実施することになっております。

地域包括システムの構築として取り上げる最も重要な問題点は、現行では要支援1・2の方への介護予防サービスから訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行することです。介護認定を受けた方は、保険給付を受ける権利を有しておりますが、訪問介護と通所介護に限定されたとしても、保険給付から外し市町村である地域支援事業に移行することは、社会制度のあり方から見ても明らかにおかしいと言えます。

しかも、介護認定非該当者への介護予防・生活支援サービス事業を総合事業という一つの

枠組みの中で要支援者とあわせて実施することに一つの違和感があります。

本村の地域支援事業の見直し計画等策定の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條利雄議員の介護保険法改正に伴う見直しと計画策定の進捗率についての質問にお答えを申し上げます。

まず、国では持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置の一つとして、介護保険制度の改正が行われ、議員の言うとおりに大きく分けると1つは地域包括ケアシステムの構築、2つには費用負担の公平化とされています。

1つ目の地域包括ケアシステムの構築には、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実するというものであります。さらに、充実すべき10項目には在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化が挙げられているところであります。

介護保険制度には、介護保険本体の介護給付、介護予防給付と、市町村が行います地域支援事業があります。さらに、地域支援事業には、介護予防事業、包括支援事業、任意事業の3事業があります。

今回の改正の大きな点は、要支援1・2の対象者について給付している介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護を介護保険本体の給付から外し、市町村が取り組む地域支援事業に平成29年度末までに移行しなければならないとされているものであります。本村においても、地域支援事業を再編成し実施しなければなりません。

現在、村では地域支援事業として運動機能向上事業、元気づくり教室、介護予防把握事業、介護予防地域支援活動支援事業、一般高齢者介護予防事業、筋力づくり教室、家族介護支援事業などを実施し、介護予防の推進に努めているところであります。

このたびの改正によりまして、要支援1・2については市町村が地域の実情に応じ住民主体の取り組みを含めた多様な主体になるよう柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスを提供できるような仕組みを構築しなければならないとされ、新しい介護予防・日常支援総合事業を実施することになります。

ご質問の本村の地域支援事業の見直し、計画策定の進捗状況については、第6期鮫川村介護保険事業計画に平成29年度末までに移行する考えをお示ししておりますが、今年度中に地

域包括ケア会議を設置し、現在実施している介護予防事業の見直しを行うなど、よりよい介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業の提供に向け検討を進め、できれば平成29年度末を待たないでこの事業を移行したいと考えております。

包括的支援事業の認知症施策の推進では、認知症の初期集中支援チームの開業による認知症の早期診断・早期対応や、地域支援員による相談対応等により認知症でも生活できる地域を目指し、東白川郡内町村が連携して認知症初期集中支援チームを設置する計画で、今協議を進めているところであります。

以上で、介護保険法改正に伴う質問のお答えにかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） ただいまの村長の答弁で、これから29年度を待たずにいろいろ検討されると、それから、地域ケア会議を含めて検討するということですが、やはり、介護保険制度、5年ほどごとに見直しをされているわけです。今回の場合は、要支援1・2ということで今までの介護保険制度からすると大幅な改正になっていて、自治体もそうですが、利用者もそうですが、かなり混乱を来すということがあります。

できれば、そのケア会議を含めてやはり現場の専門職の皆さんのお話を聞く、利用者の声を聞く、そこで、地域で本当に介護制度を本当に鮫川村に合った、信用できるかということをやはり十分に検討させていただきたいと思っておりますけれども、鮫川村には当然社会福祉協議会が行っている事業、それから西山の事業所、この中でやられております。それから埴町、いろんな形に鮫川村の介護者、介護利用者が行っておりますが、やっぱり地域に散らばっているいろんな施設もそうですが、利用者の声を聞くということで、いろんな会議の中でやはりその声を十分に生かして、鮫川村に合った介護保険制度に見直していただきたいと思うんですが、幅広い人選を村が行っていただきたいんですが、村長の考えをちょっと、その辺の委員会のシステムというか、会議のあり方についてちょっとお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條議員の再質問であります。まず、この介護保険法の改正というのは、一番は持続可能な社会保障制度の確立にあるわけです。これは、2025年対策といたしまして、議員もお示しのとおり1950年生まれの、昭和二十五、六年になりますか、二十四、五年ですか、この人たちの団塊の世代と言われる人たちが700万人、2025年には高齢化になる、75歳以上になるということなんです。このときに、医療機関もそうだし介護施設等もとても需要にはお応えできない、こういったことで、施設の介護でなく、あるいは病院

の治療でなく、在宅での治療、在宅での生活ということで目指しているわけですが、特に、都会は容易でなくなると思います。地方はやっぱり病院も少ないし、地域との信頼関係、支え合いが確立、私はしていると思います。

こういった地域での支援を支えられる、今の村でやっているいろいろなグループがあります。筋力づくりのお手伝いいただいているのが区長さん方を中心とした区の事業でありますし、あるいは健康サポーターのビーンズヘルスの会の皆さんの健康支援事業、あるいは保健推進員ですか、こうした人たちの生活指導、食生活の改善指導とか、こういった人たちと連携しましていろいろ、そんなグループにも負担にはなるとは思います、やはり大事なものは、住みなれた地域で老後を安心して暮らせる、こういった支えは地域の皆さんで支え合うということが一番かと思えます。この辺に重点を置き、医療あるいは介護施設に頼らないで村でしっかりした住民同士が支え合おう、隣近所で支え合おうという、そんな仕組みを構築できればということで、係には指示をしております。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 今度の医療・介護ということで、医療で一番高齢者が困っているのは、入院されても、大体病院に入院されると3カ月で退院してください、施設に入所してくださいと、そういう介護を抱えている家族からすれば3カ月後に自宅で見るとか施設に入所させるかという相当悩みますよね。現在利用されている人もそうなんですが、かなり悩んでいて、どうしていいかということがわからないということで、その受け入れ先としてどうなるのかということでは、本当に家族が一番悩んでいるんだと思います。

ここはやはり家族の悩みを地域で、地域全体で支え合っていくという部分では、やはり相談体制も含めて村できちんとご家族からのご相談を受けていろいろサービスを展開する、こうしてはどうですか、ああしてはどうですかというような形の窓口が本当に十分に機能されているのかどうかというのを私疑問に思うんですね。

実際、入院されている人たちはその3カ月、1カ月前になるとものすごく病院から、どこに行くんですか、どういうふうにするんですかということをやられていますけれども、なかなか受け入れ先が決まらないとか、自宅に連れて帰っても家族で支援し切れないというのが相当悩みですね。これは、どこの家族でもそうです。当然、高齢化になってきていますし、これからますますそういう状態がふえていくのかと思いますけれども、やはり、そういう部分で相談体制、それを含めてきちんとした体制、支援をできるようにこの計画の中でぜひやっていただきたいと思えます。

続きまして、2点目の質問にいきます。

2つ目に、第1点の質問と関連いたすわけですが、介護予防・日常生活支援総合事業、総合事業と言われておりますが、のサービス供給体制整備についてでございます。

この総合事業におきまして、訪問介護は、①既存の訪問介護事業所による身体介護・生活援助、②NPO、民間事業所による掃除・洗濯等の生活支援、③住民ボランティアによるごみ出し等の生活支援の3区分が想定されておりますが、専門的なサービスを必要とするかしないのか、そういう線引きがあくまでも不明確です。多様な担い手がかかわってこれまで一定の効果があることが実証されている介護予防サービスの有効性を継続できるか疑問であると思います。

家族や地域の自治組織の変化を背景に、介護の社会化として介護保険制度はスタートしております。今後、地域のボランティアや住民相互の協力が介護保険制度として機能するののかも疑問符のつく点でございます。市町村事業とすることで、サービスの供給体制整備まで責任を持つこととなりますが、実施体制が整備できるのかどうかという問題もあります。地域で高齢者を守る仕組みやボランティアなど高齢者が住みなれた場所で長く暮らせる仕組みは必要であります。通所介護も同様であります。保険給付から一律に移行することは非常に違和感があります。

現行の保険給付は継続しながら、地域力をアップし高齢者の在宅生活を重層的にサポートする仕組みづくりが本来の目指すべき方向性ではないかと考えております。本村の総合事業のサービス供給体制整備の次の点についてお伺いをいたします。

- ①ガイドラインの作成、それから評価、財源について。
- ②在宅医療・介護の連携推進の事業体について。
- ③ボランティアなどの生活支援の担い手の育成・発掘等の地域資源の開発・配置について。
- ④地域包括支援センターの評価、それから機能強化について。
- ⑤社会福祉協議会の介護予防訪問介護や通所介護の地域支援事業に移行することについての影響対策についてでございます。

以上、お伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條利雄議員の2点目の本村の総合事業のサービス供給体制整

備についての5つの質問であります、国から介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインが6月に示されたところでありますので、まだ具体的な検討には至っておりません。今後そのガイドラインに沿って、先ほどのご質問にお答えしました地域包括ケア会議の中で村民のニーズの把握に努め、地域に合った介護予防・生活支援そして住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステムを構築するため協議を進めているところでありますので、まだお答えをする段階ではございません。ご理解をいただき、北條議員のご質問へのお答えとさせていただきます。

まず、こういった構築され次第、議員の皆様にもお知らせをし、安心した地域づくりに励んでまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 村ではこれから地域ケア会議を含めて検討されていくということで、2問目の質問の答弁となっておりますが、介護保険制度、大きく言いますと、要支援の保険適用サービスが変わるということで、先ほど第1点目でも質問しましたけれども、これが保険の適用外になるということが原点にありますよね。それが第1点であります。それから、特別養護老人ホームの入所基準が変わりますね。要介護度3以上じゃないと入れないと。じゃ、要介護度1・2の人たちはどうするのか。これも重要だと思います。

先ほど第1点の質問でも質問したんですが、やはり要支援1・2であっても自宅にいてもなかなか入浴ができないということで、要支援の形でも、例えば社会福祉協議会のひだまり荘においても入浴サービスをやっていて、1週間に一、二回でも入りたい、体を洗淨したい、きれいにしておきたいということで、今、利用されているわけですね。これが、地域に帰って本当に今まで受けられたサービスが受けられるのかとものすごく疑問が湧きます。

それから、地域にやはり返されても、今、村長がお話しされたとおり鮫川村でもいろんな筋力づくりサービスや地域サロン、健康づくり医療教室も含めて今までも成果の上がる事業を展開されておりますが、これらも含めて、これから本当に介護が必要な、要支援が必要な人たちを地域のボランティアだけでやっていけるのかというものすごく疑問符がつくんですよ。

ここをきちんと整備するには大変なご苦勞をされると思いますが、やはり丁寧な組織づくりも含めた体制をつくっていかないと、本当介護認定を受けた方がどうしていいかわからない状態になる、家族もどうしていいかわからない状態になるというのは本当に困ると思います。

私達も、私も60歳を過ぎておりますのでこれから先元気で村長に質問しているうちはいんですが、これから自分も先のことを考えて、やはりこの辺をきちんと整備しておきたいと私自身も思っているわけです。ですから、この今までやってきたことを前提に、やはりよりよい地域も含めたサービス、それから今置かれている事業所の点検も含めて、この辺の事業の見直しというのはきちんとやはりやっていただきたいと思うわけです。

村長も、元気でご答弁されていますが、やはりいずれかは利用するときも来るのかと思っていますけれども、そうしたときに、自信を持って支援していただけると、そういう体制をやはり村全体でつくり上げていこうじゃありませんか。

よろしく願いいたします。

続きまして、3点目の質問をさせていただきます。

人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございます。

先ほど、私の席の上にも、本村の鮫川村人口ビジョン、それから総合戦略ということで、資料1、2も配られておりますが、これらについて質問させていただきます。

地方版総合戦略まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たって人口の現状分析と将来展望を示す人口ビジョンがポイントとして挙げられております。この将来展望は、2060年までの長期ビジョンが求められておまして本村の人口予測の根拠、設定された目標人口について伺いたいと思います。

さらに、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、しごととひとの好環境づくりとまちの活性化の政策パッケージとして政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものですが、本村の総合戦略の次の点についてお伺いをいたします。

- ①目標設定と具体的な施策の選定の過程について。
- ②5年間の視点と主な施策について。
- ③進捗状況の把握と目標管理の方法について。
- ④地域間の連携調整について。
- ⑤目標実現の予算確保について、お伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 北條議員3点目のご質問にお答えを申し上げます。

鮫川村の人口ビジョン総合戦略につきましては、10月に設置しました村民と職員で構成す

る総合戦略策定委員会で検討を重ねており、現段階の策定状況につきましては、配付しました鮫川村人口ビジョン総合戦略会議説明資料のとおりであります。

まず、本村の人口予測であります。基本となる人口推計につきましては国立の社会保障・人口問題研究所の推計値で2040年時点で2,460人と見込まれております。これは、2010年の国勢調査の現状値、総人口が3,989人、ゼロ歳から4歳の人口が149人で合計特殊出生率が1.61、20歳から39歳女性人口315人をもとに2040年の総人口を2,460人、ゼロ歳から4歳の人口を77人、合計特殊出生率1.68で、20歳から39歳の女性人口を178人と推計しております。この間の鮫川村の20歳から39歳の女性の減少は137人で、辛うじて5割以下であり、日本創成会議の消滅可能のある自治体の定義には当てはまっておりません。

次に、設定されました目標人口についてであります。これが2040年時点の人口目標、いわゆる鮫川村の人口ビジョンであります。鮫川村の2040年の目標人口は3,089人を想定しております。この内訳ですが、基本となる推計人口が先ほど申しました人口問題研究所の数値で2,460人。自然増が58人で、これは30年間で合計特殊出生率が2010年時点の1.61から2.1に上昇することを想定しております。また、転入の増加あるいは転出の減少で571人の社会増を想定しております。これは、1年当たり23名の増、1世帯当たり4名と仮定すると、毎年5世帯から6世帯を転入させるか、あるいは転出を減らす計算となります。

次に、本村の総合戦略についてのおたただしですが、まず、1点目の目標設定と具体的な施策の選定の過程についてであります。総合戦略は、第4次の鮫川村振興計画の中心市街地空き家集落対策から観光資源の充実によるにぎわい創出までの重点8項目を地方創生戦略が定めるまち・ひと・しごとの3つの分野に再編し、まち、しごとの分野ごとに目標を定め、平成27年度から31年度までの5年間で計画期間として取り組んでいく予定であります。

具体的な施策の選定の過程ですが、まず、アンケートとグループインタビューを実施しております。小・中学生保護者、高校生、若者、女性を対象にアンケートを実施しております。また、東京鮫川会の会員を対象に転出者アンケートを実施中であります。これはまだ集計になっておりません。また、さめがわこどもセンターの保護者を対象にグループインタビューを実施させていただきました。東京鮫川会の会員と家族を対象にしたグループインタビューも1月に予定をしております。また、10月から村民と職員による総合戦略策定委員会を開催し、具体的な施策を中心に検討を重ねてきております。

2点目の、5年間の視点となる主な施策についてであります。今いる住民、特に若い世代の住民が暮らしやすい環境づくり、人口流出の主な要因である地域の雇用問題の対応、村

外から転入しやすい村づくりなどを視点に施策を考えていきたいと考えております。

柱となる施策としては、まち・ひと・しごとのまちの分野では、まちをにぎやかにする、集落をにぎやかにすることを旨とし、空き家の管理システムの構築、村外の地域人材との活発な交流を通じたオープンな村づくり、地域に暮らし続けられるよう生活インフラの改善などを図っていきたいと考えています。ひとの分野では、人をふやす、維持する、育てることを旨とし、Uターン、Iターンなどによる社会増の拡大、次代を担う創造的な人材の育成を。そして、しごとの分野では、仕事をつくる、仕事をふやすことを旨とし、地域資源を生かした産業と雇用基盤の整備、創業支援を通じた雇用創出などを図っていきたいと考えています。

3点目の、進捗状況の把握と目標管理の方法についてであります。総合戦略では、実現すべき成果に係る数値目標を設定することとされています。これらについては、具体的な施策が固まった段階で適切に設定していきたいと考えています。また、事業の達成状況を評価するため有識者による会議を設置する予定であります。

4点目の、地域間の連携調整についてであります。鮫川村はことしの4月に、地方都市の白河市と、白河市を中心とする白河地域定住自立圏の協定を締結しております。これは、中心市の都市機能と近隣市町村の農林水産業、自然環境など、それぞれの魅力を活用して相互に役割分担、連携協力することにより圏域全体で必要な生活機能を確保しようとするものであります。これらについては共生ビジョンが10月に策定され、来年度から広域的な事業を展開していくこととなります。

5点目の、目標実現の予算確保についてであります。地方創生に係る事業については現在今年度限りの2つの交付金があります。1つは地域消費喚起生活支援型交付金で村の商工会がプレミアム商品券の販売、地方創生先行型交付金で村の総合戦略の策定、鹿角平観光牧場の合宿誘致の事業、産業おこしプロジェクト推進事業、特産品開発推進事業を実施しております。

また、国は今年度の補正予算で地方創生に取り組む先駆的な事業を支援するため、地方創生加速化交付金の計上を予定し、来年度予算では新型交付金の概算要求をしておりますが、詳細はまだわかっておりません。新型交付金につきましては今年度中の総合戦略の作成と公表が交付の前提条件となっております。なお、総合戦略の現在検討されている具体的な施策やアンケート結果については、配付の資料をごらんいただきたいと思います。

以上で、3番、北條議員の3つ目のご質問の回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） ありがとうございます。

今度の総合戦略、地方創生事業の計画策定に当たって国から定めてある政策の検証、今までの政策の検証も大きなポイントにされているんですね。それは、多分村長もご存じだと思うんですが、制度ごとの縦割りの構造の見直しをしたのか、それから、地域特性を考慮していない、今まで全国一律のばらまきの姿勢、こういうものを効果検証を行ったのかどうか。

それから、地域に浸透しない表面的な施策、それから、短期的な成果を求める施策とかという、いろんな今まで政策策定に当たっては大きな要因として国もまとめておりますので、当然計画を策定する上では、これらを踏まえて多分策定されていると思いますが、この辺を踏まえて策定に当たっているのかどうか村長の答弁をお聞きします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條議員のビジョンを策定するに当たっての村の考え方ですが、国も話しておりますとおり地方は地方の特徴を出した、昔と違いますか、もとはどこでも同じような政策で、計画で補助金をもらっていたんですね。そういうことではなくて、鮫川村は鮫川村に合った地方創生の事業はないかと、その辺は慎重に計画をしております。地方は地方のよさ、鮫川村のよさをどうやって引き出すかというのを今真剣に考えているところがあります。

特に、この鮫川村の自慢は、一番は農村景観にあると思います。この農村景観は農家の皆さんが意欲的な生産活動をすることによって守られていると思います。こういった農家を手伝う事業を、そして鮫川村は今、有機の里づくりで有機農業を目指しております。これは、人に優しい食糧の生産です。この辺をしっかりと訴えるような事業、これは都市との交流によって、鮫川村に来てもらって、体験してもらって、実践してもらって初めて農業のすばらしさ、容易でなさ、そして有機農業のすばらしさを実感できると思います。こういった事業に手厚く手を挙げるように、今、計画を策定しているところでありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） この地方創生総合戦略については、本当にメニューが豊富です。多分、策定するほうと担当者も含めて、それから、これの議論に参加している検討委員の人たちも大変ご苦労されているのかなと私判断しているわけですが、でも、やはり、これ、村の振興計画とともに大変な整合性を持ちながらやはり国では地方に地方創生を加速させるということでやられておりますが、やはり、一番鮫川村のことを考えて、安定した雇用創出ができて

いるのかという部分、それから人の流れですね。いろんな人の流れも地方に人口が減少したからということで、人をふやせばいいということじゃなくて、年金生活者も地方に呼んでも再生産できる年齢と違いますので、やはり年金生活者をふやしたところで、早く言うと、財政的に言ったら負担のほうが圧倒的に多いと。こういうこともあります。

さらに、今当然どこの自治体でも騒がれております若い世代の結婚とか出産、それから子育ての希望をかなえる、こういう部分でも本当いろんな人が話題にしているんですが、やはり実現に至っていない。ここをやはりきちんと整備してほしいなと思っています。それから、先ほど村長が言われたとおり地方のやつでいろいろ工夫していくということですが、やはり時代に合った地域づくり、それから、安心な暮らしを守る、そして、鮫川村だけではなかなか難しいということで、近隣市町村も含めて広域的な連携をするというのは当然であると思っています。

こういうことも含めて、これからぜひ、大変な作業になりますが、これからの鮫川村の展望を展開する大事な施策だと思いますので、もう一度ベルトを締め直して頑張ってくださいと思います。

それから、予算の確保で、きょうの新聞報道にもありましたけれども、計画を作成された自治体には財政支援をするということで、新型交付金が交付されることになりますけれども、鮫川村ではいつころまで大体おおむねこの計画を策定する予定なのだかどうか、ちょっと村長にお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 作成の最終的な目標設定は、担当者よりお答えをさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 企画調整課長、小松毅君。

○企画調整課長（小松 毅君） 北條議員にお答えします。

最終的には、年度末なんですけど、今、委員会の議論が3回、4回と重ねておりますので、委員会の話の進捗状況などを見きわめながら、なるべく早目に完成させたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 北條君。

○3番（北條利雄君） 本当にメニューが豊富で大変でしょうけれども、やはり鮫川村のこれからの地域を創生するという、まさに国が言っている地方創生、それを受けざるを得ないこの地方の財政的にも大変な時代に、やはりきちんと知恵を出しながら職員それから地域、委員会、検討委員にもかかわっている皆さんとともに、やはり私たち議員としてもしっかりと

これを見きわめながら、この計画策定を肉づけしていいものに仕上げていきたいと思いますので、頑張ってくださいと思います。

以上をもちまして、私の3点についての一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 平成27年第7回12月定例会において、2点について村長、教育長に質問をいたします。よろしくをお願いします。

まず1点目、若年女性の定住策は。

人口減少社会の中で、生き残りを目指して村として何をなすべきなのか。その大きな要因であろう若年女性の減少、出生率の低下に伴う少子化対策は大変重要であり、村としてもさまざまな子育て支援を講じているところではありますが、なかなか人口減少に歯どめがきかないのが現状であります。

そこで、若い女性に定住・移住をさせるための施策をどのように考えているのか。また、教育向上策による今後の村創生も一つの施策ではないかと考えるが、村長、教育長のご所見をお伺いします。

よろしくをお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員の1点目の質問にお答えを申し上げます。

若い女性の人口の予測、人口ビジョンにつきましては、3番、北條議員のお答えの中でも説明したところですが、ビジョンを実現するためには戦略が必要であり、移住・定住の施策、特に、女性の定住や移住についても、現在、村の総合戦略策定委員会で議論いただいております。これらの議論をしていく上で注意しなければならないことがあります。

日本創成会議の考え方によれば、村の若い女性の人口が減っていくと、将来村が消滅する可能性がある。だから、女性の人口をふやすための施策が必要という結論になるわけですが、人口という数字を構成するのは顔の見える個々の女性であり、それぞれの生き方、大きさに

言えば人生があるわけであります。

若い女性の人口をふやすということは、自分の娘や孫が村で暮らすということであり、また、都会の親元を離れた女性が鮫川村で暮らすということであります。また、村に残って暮らし続けている女性や、村外から村に転入してきました女性には今後も暮らし続けてもらうということであります。これらは、人生における重要な決断であり、一人一人がそれぞれの思いと事情により判断するわけで、決して自治体の方針や自治体の子育て支援策や移住・定住策で意思を決定するわけではないという前提に立った上での真摯な議論が大事であると考えます。その上で、要望や意見を不断に取り入れ、可能な限り移住・定住環境を長期的・継続的に整備していくことが重要であると考えます。

村では総合戦略の策定に当たり、小・中学生、高校生、保護者、若い人たちのアンケートを行い、女性のみを集計も出ております。調査内容につきましては、定住の意向、仕事以外でしたい活動、ふだんの暮らし、将来について、教育について、修明高鮫川校についてなど幅広く調査をしております。詳細については、配付中のアンケート結果をごらんいただきたいと思っております。

また、こどもセンターで子育てインタビューも実施させていただきました。インタビューでは、一番多かった要望が、2歳ぐらいの子供が遊べる公園が欲しいということでありました。館山公園はウォーキング向きで、小さい子供には道が険しい。鹿角平は中心部から遠いなどで、特に村外から来たお母さんからは、山はたくさんあるが山での遊び方を知らない。蜂や蛇がいて危険。公園がないと自宅にいるしかないなどの意見がありました。

次に多かった要望が、小児医療の要望です。近隣には小児科はありますが、結局、白河市まで行くしかないなどの意見がありました。道路と買い物については、特に村外から来たお母さんから、街灯がないので夜は危ない、道路に歩道がなく危険で子供を歩かせられない、道路が狭く冬は日陰が凍り、ガードレールがなく、雪が降るとどこが道だか歩道だかわからず危険で道路を安全にしてもらわないと怖い、総合的なスーパーがないので買い物に困るなどの意見がありました。

以上が、子育て環境に関する部分の要望や意見の概要であります。

村で育ったお母さん方に比べて村外から転入されたお母さん方は日常の子育て環境に不安や不満、戸惑いが強いように思われます。村の総合戦略の委員会の中では、この村外から転入されたお母さん方の不満が5年目で顕在化し、小学校入学の時点で村外へ転出するケースが多々あるという、そんなお話も出ております。このような点も踏まえ、検討委員会で検討

をいただいております。

子育てサービス面では、村に転入してきたお母さん方から、自分が住んでいた自治体との比較によりこどもセンターの幼保一体化、預かり時間、異年齢交流、運動などについての評価する意見がありましたが、また、要望として就学前教育の充実、家庭保育時の交流機会をふやしてほしいなどとともに、預かってくれる人がいなく仕事をどうしても休めない場合に病児を預かってくれるサービスを行政は真剣に考えてほしいなどの意見がありました。病気の子供を預かってくれる、障害者とかそういうのも含めてですね。

鮫川村の学校教育サービス面については、幼稚園と小学校、特に1年生との連携が必要、子供の体力低下が心配、給食が充実しているなどの意見がありました。

高校については、子供選択が最優先で通学費用など不安もあるが道路や部活なども考慮して子供が進学したい高校に行かせたい、地元の高校への進学については、地元の高校、鮫川校のことで、特徴のある高校になったとしても高校まで地元だと世間が狭くなるので進学に否定的な意見などもありました。

村営学習塾につきましては、もしやるのであれば講師は村外から招いてほしい。将来に対する希望や自己実現したいことについては、バレーボールを続けたい、お花の教室があればやってみたい、すぐにはイメージできないなどの意見がありました。

これらのインタビューやアンケートの意見も踏まえた上で、若い女性の移住・定住に寄与する施策についても10月に設置しました村と職員による総合戦略策定委員会においてたぐいま検討を重ねているところであります。

主な施策としては、子育て支援策としては、さめがわこどもセンターを核とする幼児教育の充実、小・中学生の就学援助費の充実、高校生への経済的支援、中学生に対するキャリア教育の機会の提供、修明高校鮫川校の教育の充実、女性の自己実現のための施策としては、村には現在ないが村民が必要な業種の創業の支援、現在交流のある大学との連携による生涯学習機会などの提供、女性の趣味や文化・芸術活動、学習活動、交流などを支援する学習センターの整備、女性のための暮らしの環境施策としては、総合スーパーの整備、冬季の通勤、移動ストレスの軽減、ということは道路を整備するということですね。児童公園の整備、公園の整備が子供の遊びとして多く要望があります。これらが検討されなければならない課題かと思っております。

なお、今検討されている施策の現段階での内容につきましては配付しました鮫川村人口ビジョン総合戦略会議の説明資料をごらんいただきたいと思っております。

以上で、10番、宗田議員の1点目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 10番、宗田雅之議員の1番目のご質問にお答えいたします。

教育行政だけの面から考えますと、現状では、残念ながら若い女性の定住や移住の施策についての確固たるものは持ち合わせておりません。

また、人口減少は若い女性だけの問題ではないはずです。それは、結婚の問題は男性を取り巻く社会全体の問題だからと思うからなんです。こうした社会の問題や課題に直面したとき、その原因を探り、知恵を出し合い対策を講じていくことが常道だろうと思っております。

特に、戦後の高度成長時代以降、社会全体に、子供には苦勞させたくないという考え方が生活全体に流れているような気がしてなりません。これを教育の問題と考えますと、社会からの要請と個人の興味や適性の問題があります。そこに価値観の問題が一層強く入ってきたようであります。

したがって、小学校、中学校を通して行う人づくりの教育の中では、考える方法を身につけ、正しい判断ができ、自分に自信を持ち、粘り強く学び続けるような子供の育成をこれからも一層伸ばしていく必要があるだろうと思われまます。また、子供たちが既成の価値観にとらわれることなく、自分の長所や個性を一層伸ばせるような環境や場を提供できるよう努力してまいります。

こうした正しい勤勞観や望ましい家庭生活の指導は、学校全体を通して行っておりますが、新しい事業の一つとして小・中学生の人間力を育て、地域に誇りを持つ子供にするために、子供たちが世代を超えて村の人々と交流等、鮫川村の文化について理解をし誇りを感じていただけるようこれまでの取り組みの上に、もう一つ私は1枚の写真集の事業を考えております。

簡単に申し上げますと、どこのお宅にも写真がたくさんあります。その中から1枚の写真をお子孫が直接所有者にインタビューをして、村の文化やそういうものに誇りを感じるようにしていくような事業も入ってくるかなと、こんなふうに思っております。

以上申し上げ、宗田議員のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） これは日本創成会議、2014年5月に我が国の総人口の将来推計の中

で若年女性が減ることによって子供が生まれず、そのために地方の自治体は消滅する、あとは東京の一極集中、このための若年女性の増加対策、これは必要であろう。ただ、これ人それぞれによって生き方はさまざまでございます。村に何かで地方に来なくなるとか、来なくてもいいとか、そういうのはいろいろな論理があつてそれは結構だと思います。ただ、村を将来的にわたって存続するには、これ、子供を産み育てる女性がいなかったら将来的に村は存続できないわけです。そのためにどうするんですかと私は質問しました。

まず、現在の村の若年女性、これは私どもの人口ビジョン計画の中に入っています。その参考資料も見せていただきました。やっぱり毎年毎年減っているわけですね。だから、その対策をいかに早くするか、これが将来的に村を維持するための施策だと思います。まして、雇用、これは世界的なグローバル化で地方に会社が来ない状態において、いかにここに住んでいただけるか、そのためにはどういう村の魅力をつくるか、雇用の場をつくるか、そういうことだと思うんですよ。

だから、その魅力と雇用の場をどのように村として考えているのか、手・まめ・館を初めさざり荘、いろいろな施設が地場産業にございます。これは何度も私は村のほうに問いかけてはおりますが、その点、再度村長にお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員のまず雇用の場の創出、これは、とても鮫川村にとっては大事なことでありますが、とても厳しい今現実であります。私は、まだまだ鮫川以外の平場で工場を誘致する土地が余っているんですよ。ですから、鮫川村はそんな平場に通えるような道路の整備がまず肝心だと。そして、生活しやすい環境の整備、子供の教育の充実、教育力のアップ、鮫川村の子供たちは何か平場と違った特徴があるな、努力の跡が見られるな、そういった子供たちを一人一人の気力を向上させるような対策、そういったことでお母さん方に自信もらって鮫川村に住んでもらえるような、本当にその職場がないのはなかなか誘致、会社を誘致するということが今の時代では本当に困難であります。そういったことで、働く場所は平場をお願いするしかないのかなという思いで、まことに残念なお答えしかできませんが、そういったことで。

ただ、1人、2人の雇用は、手・まめ・館あるいは村の介護施設等であります。こういったことはどうしても、こういった施設だけではなかなか容易ではありません。ですが、新しい、そして、村でそういった場所をつくるのかということになると、なかなか容易でないと思いますが、それらもあわせまして村でももうちょっと事業を拡張してもいい部分もあるのでは

ないかとも考えております。

容易ではありませんが、一つは、今、村で考えているのは、誘致企業でなくて道路を整備して平場であつらえてもらう、そういった不便な部分は平場で生活すると、勤め先が平場があるとそちらで生活したほうが楽なんですよね。子供の教育もそちらで進学をさせたほうが通学にも楽かもしれません。

こういったのに勝てるような生活の環境整備、水はおいしいよ、空気はおいしいよ、これはとても自慢だと思います。鮫川村は全ての地域で湧水です。湧き水で供給しております。こういった空気もとてもおいしいです。環境もすばらしいと思います。これで教育力のアップにつながったりで、平場に通う力をその辺でカバーしていきたい、そういう思いであります。

あと、最後、これから容易でない事業であります村でも精いっぱい努力して雇用の場の創出、村自体でも考えていきたいと思っております。さざり荘をもうちょっと充実したいな、手・まめ・館ももう少し販売役を増して加工をもっとふやしたいなという、そういう思いでありますので、なお、議員の皆様方のご支援もお願いしたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 自治体によっては、教育によって若い女性を引き寄せているところが多くあります。これは、九州のほうにあるように聞いております。こういう施策、教育向上による施策、これもやっぱりこういう地場産業がなく雇用の少ない地域において若い女性を引き寄せる、子育て時代の若い女性を引き寄せる施策として教育向上策、これも一つの施策だと思っておりますが、教育長、いかがお考えでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） いろいろマスコミ等は、そういう事例をたくさん報道するんでありますが、私もいろいろ情報を集めた中で、あのニュースはどうなっているとお聞きしますと、あれは一つの花にすぎないということでありまして、公教育で言いますと、公教育は、特色を持たせるということはなかなかできないのであります。例えば、一つの例として、現在タブレットという、これが授業の中で取り入れられているというふうに聞いているところがあります。これは、何千万というお金で買い求めてやっているんですけども、それで人間、教師の役割が果たせるかということ、やはりほとんど、何年かは使うけれども終わってしまうということでもあります。

福島県にもそういう研究指定をしている学校があるやに聞いておりますけれども、あんな

もの、教師の役割は果たせませんよということであります。そういう成功している学校というのは、きっと私立とか何かだと思えますけれども、公教育の中ではなかなか難しいのかなというふうに考えております。鮫川村のように、学校数が1校ないし2校というところにおいてはなおさら難しいと思えます。

検討はしておりますけれども、そんなお答えしかできないのが残念でありますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） いろいろな規則があつて、規約があつて、確かに難しいのは私らは存じております。ただ、何か特徴ある地域、自治体づくりというのはやっぱりそういうところに難しいところを解決して行ってやっていくのが魅力ある村づくりだと私は思っております。

そこで、ちょっと変わりますけれども平成19年度から実施されております全国学力テストの結果、村の結果をちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 学力テストにつきましては、簡単に申し上げますと学級ですね、小学校も中学校もことしの6年生、ことしの3年生というふうに学校ということよりも学級のテストの結果でありますので、細かいことは差し控えたいと思えます。

ことしに関して申し上げますと、小学校のほうは、国語、理科、これについては全国平均でございます。そして、中学校でも、国語、理科等については全国平均を上回っております。ただ、算数は、小学校につきまして言えば県平均、そして単純な計算を中心としたA問題については県平均、全国、ちょっと低くなる感じです。B問題については小学校も中学校も低く、低いといってもどれだけ低いのかということになりますけれども、やや全国平均、県平均を下回っているというところでございます。

その原因について申し上げますと、私はこう感じているところなんです、こういうふうには議会等、あるいはマスコミ等で騒ぎますと教職員の皆さん方はとにかく一生懸命やります。やるけれども、どういうところに力を入れるかという、一番見えるところに力を入れていきます。その結果がこういうふうにあらわれているんだろうと思って、大事に育てなければならぬ部分と、それから、ただ単に練習をすればいい問題というふうになっておりまして、この辺が解決なかなか難しいところなんだろうなと思っております。

なお、もちろん、ここでは申し上げにくいわけですが、教職員1人1人の力という

ことも見逃せません。そういう意味で、先生方の日ごろの研修ということは、これは鮫川村だけの問題ではなくて福島県全体の問題だろうと思っておりますので、学力についてはそんなことで。

学力が高いから鮫川村に住むか、あるいはA町に住むかということは余りお考えにならないほうがいいのかと思っております。それよりも、家庭の、あるいは教育力のほうがしっかりしているから学力が高まっていくんだというふうに考えたほうが、私は正しい見方だろうと思っております。

村でもここ数年やってきていることは、とにかくオギャーと生まれたときから、それがしっかり家庭教育がなされていれば、学校の先生方も苦労しないで専門の指導ができるだろうと思っておりますので、その時点だけ捉えて高い低いというのは余り私は好ましくないのではないかなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 確かに、頭いいばかりが人間ではないと思っております。ただ、私、いつもその答弁で大体全国平均だという話は何度も聞いております。全国平均、これは下回れば中間もあれば上もあります。こういう何もないところで何を打って出るかということになったとき、やっぱり環境とかこういう少人数でも全国的に戦える、町場の子供と平等に戦えるのは、私は教育とか運動だと思っております。だから、実際のところ中間だとか何もこだわる必要なくて、中間より上を目指せば、私はトップとってもいいと思っております、全国で。せめて福島県でも、あとは4町村でも一番くらいとれるふうな教育レベル、そういうレベルの向上を私はお願いしたい。

また、今、教育長の答弁で、親の子育て策も出ました。親がもしそういう子育てできなかつた場合に、村の教育委員会としてどのような対策を考えるべきなのか、考えていこうとしているのか、その点についても再度お伺いします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） ここも大変難しいところであります。といいますのは、ご承知のとおり、幼児、つまり、学校、教育委員会で扱う子供というのは幼稚園に入ってきた子供からと一応なっております。

しかし、じゃ、結婚前の人たち、それから乳幼児を持つお母さん方の学習というのはどこですればいいのかというと、これ、本当にどこの自治体でも難しいところでありまして、私

がずっと考えてきたことは、中学生の子供たちは卒業して高校生、やがて結婚する、10年以内に結婚するというふうに考えたときに、仕方がないから学校教育の中で小学生もそれから中学生も家庭の役割というものをしっかり学べる指導をしていただきたいということでやってきております。しかし、その年に与えられた時間の中では到底不可能であります、正しい家庭あるいは子育てに必要な家庭というのはどういうことなのかということ学ぶ機会、村の子供たちがたとえ時間が短くても学習しておりますので、そういったものを村全体として広げていきたいなというふうに考えています。

また、年に何回か行われる、そういう教育関係の懇談会においても、ことしやりましたけれども、少し焦点を小さいお子さんに絞った教育、子育てのあり方ということにこれから少し力を入れてまいりたいと、そして、村民の皆様方にご理解をいただいて、そして、積極的に子育てにかかわっていただけるような環境づくりをしてまいりたいと、こんなふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） これは村長と教育長さんに再度またお伺いしたいんですけれども、道徳観とか教育観とかレベルを上げるために、私は前にもこの問題は提案してあります。

村営塾、これをつくり、これは恐らく私は歴史上のことはわかんないけれども、始まりは、今の山口県萩市の松下村塾、この流れが来ているのかなと私は思っていますけれども、あそこからはかなり有名な方が出ています。それに右倣えしろとか、それに追従するというわけじゃないけれども、今、経済的に大変な家庭が、そのために経済格差で教育を、塾に行けない子供もかなり多く、村は私いるかいはいかはわかりませんが、そういう子供がたくさん、勉強したくてもできない子供、そういう環境にある子供がいるのではないかと、そういう思いがあります。

そこで、前にもそういうことをやったらば余人が集まんねがったと、そういう答弁が教育長さんからあったような記憶をしております。再度、やっぱり1人でも2人でもそういう志のある子供があれば、そういう授業をやって、そして、もし子供たちが夕方遅くなっておなかすいたらば、村からお米いっぱい余っているわけだからおにぎり1つや2つも食わしてやって、これ一つでも村の将来の優秀な、有望な子供たちをつくるためには本当にひとつも惜しくない、そういう財政支援、村営塾ということも考えてはいかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員の、村での学習塾という質問であります。私は、小学校、中学校の子供たちに学習塾で習わせる必要があるのかなという思いであります。

小学校、中学校時代はしっかり授業中に、私は教科書の授業をしっかりマスターできれば、小学校、中学校は十分それでいいのかな。小学校、中学校時代にしっかり教科書を学ぶことができないでいると、高校に行ってから追いつかない。小学校、中学校は学校の先生にお願いしておいて、義務教育の時代は、それほど塾が必要なのかという思いであります。

ただ、そういった宗田議員も、いろいろ価値観も違いますから、議員のようなお考えの方も村内にはいらっしゃいます。今、西山地区ではそういった塾がにぎわっているようです。中野でも始まった人もいます。東野でも前からあります。こういったところの子供たちが今元気出ているのかなという、その辺も検討しながら塾のあり方も考えていく必要があるのかなと思っております。

確かに、まちに行くと、もう幼稚園から塾に行っているんですね。その辺で差が出ると思うんですけども、一番は、子供に学習意欲ですよ、授業中によそのことを考えないでいかに先生のお話をしっかり聞くことができるか、そこで差がついちゃうと思うんですよ。そういった集中力のある子供に育てるのには、というのは地域力だと思います。

今、鮫川村の子供たちは私がすごいと思うのは、小学校に行っても、中学校に行っても、しっかり挨拶できるんですね。そして、お客さん、私らを見るとすぐに「おはようございます」「さようなら」と声をかけてくれるし、その辺がしっかりしていれば、学力もだんだんには上がってくるのかな、そういう生活がきちんとなされていると、それがやがて教育力、学力に結びつくのかなという、今、期待もしています。

ですから、あと、個々の学習塾の、川内ではありましたよね。川内では村営で学習塾をやっていました。今もやっていると思います。鮫川村で必要なのかというのは民間の業者もおります。西山で頑張っているそうです。あと、中野でもおります。いつか富田でもやったことあるんです。これは、棚倉町の学習塾を経営している、商売でやっている、そういった塾があったんですが、なかなか子供が集まらなくて閉鎖したようですね。

そういったことで、もし、そういった調査の結果、あったほうがいいのかということが出ましたら、なお考えさせてもらいますけれども、今の私どもの考えでは子供に学習意欲が、しっかりとしたそういう向学心があるのかなのか、授業中にしっかりきょうの教科書をマスターできているのかどうか、その辺を検証しながら、学習塾をまた考えていきたいと思っております。

余り答えになっていませんが、その辺でお許しをいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） また、塾についてですけれども、これも営業妨害にならない程度にお話し申し上げたいと思っておりますけれども、お母さん方に、あるいは新聞広告等に入ってくる、どこどこ学校何名合格というような、ああいうのを見たときに、私も昔校長をしておりましたので、その子供たちは大変トップレベルなんですね。トップレベルの子供は学習塾に、入らなくてもトップレベルで、そういう子供たちは、やっぱり宣伝しないと、どこどこ何名合格というふうにしなきゃならない。要は、やはり学習意欲、今、村長がお話ししましたように、学習意欲のない子供たちまでは面倒見切れないというのが現状なんだろうと思っております。

現在、中学校でも、もう1年を通して、夏休み以降、朝7時ころ子供たちが登校して自学自習、そして、放課後もバスが来るまでの間自学自習をして、そこに県のほうからお願いして、時々指導員の方を、子供たちの学習の面倒を見てもらっております。結構一生懸命やっております、本当にやる気がある子、意欲のある子供というのは何ら問題ないわけですが、その意欲のない子供が教室の中にいたときにどうすればいいのか、これが本当に難しい問題なのかなと思っております。

学習塾はそれはそれで一生懸命やっていただいて、人間教育のほうもやっていただけるものと思っておりますので心配ないと思っておりますけれども、ただ、それだけで効果が上がるかという、それでしたら本当に簡単なものがございますので、余りそういう商業的なものにはいかがなものかなと私自身考えております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） もろもろありました。やっぱりこういう何もないといたら、自然が本当に豊かな村です。これは全国津々浦々どこにでもこういう空気がきれいで水がきれいなところはいっぱいあります。ただ、いかに特徴づけるか、これが私は村づくりだと思っております。

確かに、頭いいだけが教育じゃないです。人間性を養うのもやっぱり教育でありますのであわせたそういう施策を今後構じていただければ、将来的にも村が続くのかな、そういう思いで1点目の質問を終わります。

2点目に入ります。

修明高鮫川校の存続は。

年々子供の数が減少する中で、今年度の修明高鮫川校への本村からの入学者はなく、今後の存続が危惧されます。子供たちの存在は村に活気をもたらし村存続のためにも大変重要であります。そのためにも、今後どのようにしたら修明高鮫川校が5年、10年後も存続できるのか、早急な検討、対策を講じるべきと考えますが、村長のご所見をお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員の2点目の質問、修明高等学校の鮫川校についてのご質問にお答えを申し上げます。

少子高齢化の現象は、これまでの社会の仕組みに大きなひずみを生み、その対応に多くの人たちが悩み、苦慮しているところでありますが、小・中学生の減少はそのまま高校生の減少にもつながってくることになります。

まず、修明高校鮫川校の生徒の現状を申し上げますと、1年生が12名、2年生が21名、3年生が29名の合計62名の生徒数になっています。宗田議員からご指摘のように今年度の鮫川校の入学者数は12名で県の再編基準に触れたため、過日、県の教育委員会高校教育課職員が来村し、鮫川校の現状について説明を受け懇談したところであります。

高等学校の再編の動きは平成12年ごろから動き出したようで、今日では全国の都道府県において高等学校再編に係る検討委員会が立ち上げられ、高等学校の再編整備基準を策定しています。本県においても県立高校の再編整備基準がありまして、申し上げますと、1学年1学級規模の分校において入学者数が募集定員の2分の1以下の状態が3年続いた場合、その地域の進学を希望する生徒にとって通学可能な高等学校がほかにあることを条件に、原則として募集を停止するとなっています。この基準を鮫川校に当てますと、今年度の1年生の入学者数が12名であったことから存続に黄色信号が点滅した状態で、このまま募集定員の2分の1割れが2年続きますと存続できなくなるため、来年度の募集では何としても定員2分の1以上の21人以上の生徒数を確保しなければなりません。

先日、鮫川校の分校長と鮫川校の募集の現状と対策について話し合いをさせていただきました。その中で出されたことは、鮫川校の魅力を県南地区の中学生などにどのように発信していくかが課題の一つになっているところであります。現に平成27年度の鮫川校3学年の内定状況の資料をいただきましたが、郡山女子大学、農業短大、各種専門学校への進学が7名

いたほか、就職内定においても県内の優良企業に12名が内定しておるとのことです。過去には国立大学への進学者も輩出しており、やる気があれば小規模の高校でも立派に進学できるということでもあります。

それと、今年度の入学生に地元の鮫川村の生徒がいないことが気になるところでありますが、平成27年度の中学校の進学状況を見ますと、棚倉町、石川町、白河市への進学が大部分ですが、今年度は白河市方面の白河高校、旭高校の進学が7名いるなど、現在では白河方面の進学者の総数が21名に膨れ上がっています。この現状をどう捉えるかではありますが、本人たちの努力によって進学にも選択の幅が広がっていると思います。

こうした現状に対し、村として通学生に対する支援はできないかと、去る6月に白河方面への通学バス運行について保護者との意見交換を持ちました。現在は、各家庭においてさまざまな工夫をしながら送迎していると思いますが、独自に通学バスを、要するにシャトルバスです、直通バスを運行してはという思いで相談しましたが、帰りの時間帯がばらばらで何台もバスが必要になる。朝は1台でいいそうです。21名ですから1台で乗れます。帰りが部活バス3台に分かれて、3回に分けて出してもらわないと困る、そんなお願いをされました。帰りのバス、部活バス3台を出すほど村では余裕もありません。違う形で支援をお願いしたいとの要望が強かったところであります。

率直に申し上げますと、通学費の経済的支援が一番有意義、お金もらえばそれでいい、バスの支援じゃなくお金を支援してくれないか、こうした状況を踏まえまして村としてどんな支援が保護者に喜ばれるのか検討しました。保護者に喜ばれても子供に喜ばれなければしょうがないと思ったんだけど、これまたしょうがないと思います。来年度に向けて頑張る高校生を応援する制度として、高校生一律に通学定期の半額程度の助成はできないかと現在その制度を構築中ですので、3月定例議会には審議を目指したいと思います。

今までですと定期バス半額の助成をしておりました。これは、路線バスの鮫川の福島交通バスの路線バス、あるいはあおぞらのバスの支援なんですね。白河市に行っている子供たちの支援はなかったです。路線バスの支援だけで2分の1やっておりましたが、それでは不公平感があるような思いであります。郡山市にも行っています。白河市にも行っています。そんな子供たちにも公平に支援したいなという思いでありますので、3月の定例議会には提案させていただきますのでご賛同いただけるようお願いしたいと思います。

その際、鮫川校の生徒減少に対する村の支援として村外から鮫川校に通学する生徒にも村の生徒と同じくらいかその程度の経済的支援があれば、生徒の確保に弾みがつくのではない

かと考えています。

支援の方法につきましては、今、鮫川村から修明高等学校には年60万の支援をしております。これは、修明高校鮫川校振興会員の支援であります。こういった組織がありますので、この組織を通じた支援ができないか今検討しております。いずれにしても、この支援策が生徒募集の目玉になればと考えております。

修明高校鮫川校の存続は、鮫川村の活性化の観点からも大きな意義があるため、新入生21名以上の確保に向けさまざまな取り組みが必要になりますので、もちろん議員皆様方のご協力も必要であります。どうぞ、声がけなどもお願いいただきたいと思います。

以上で宗田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 昨今、郷土料理を楽しむ会で修明高鮫川校の子供たちが村長賞を初め多くの賞を総なめした現状です。こういう子供らの一生懸命物事に対する取り組みというのを私らはものすごく感銘を受けます。こういう子供たちがこの地域から消えるというのは、これは本当に村の火が消えるんじゃないかなと、そういう思いであります。これをいかに存続させるか。だから、勉強とか、さっきも言ったけれども教育ばかりじゃなくて特徴ある高校づくり、どういうふうな修明高校に持っていくか、これは県の取り組みとも相当関連してくると思いますが、そういう特色のある高等学校づくりなどを検討するべきではないかと、以前にも私申し上げておりました。

全寮制とか、人口ビジョン計画の中にも全寮制とかそういうものが載っております。そういう全寮制の問題とか特色ある、今言った郷土料理を楽しむ会であれだけすばらしいものができる、そういう子供らが数多くいるわけですから、そういう学科づくりなんかも検討するべきではないでしょうか。

そういう思いがあるかないか、村長さん、お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員の修明高等学校鮫川校にもう少し特徴のある魅力のある学校経営ができないのかというお尋ねであります。修明高等学校は、棚倉町の修明高校の分校として普通科で今募集しているんですね。そういったことで、今、特徴あるのは普通科でもできる軟式野球が随分脚光を浴びて東北大会にも参加できたということもあります。こういった特徴を出した高校ということで、先日、懇談会をさせてもらったときも分校長にお話をしました。今、介護関係で介護者が少ないから、鮫川村の事業所でも大概の事業でも

少ないのに、鮫校は介護学校とかそういう特徴を出すことはできないのかというお話をさせていただきましたが、なかなか容易でないようであります。

ただ、子供の中には、一度皆さんも一緒に聞いたと思いますけれども、11月3日の文化の日の青少年主張大会、そのときに高校生のお話がありました。鮫川中学校時代に職場体験でこどもセンターに行った子供です。その子供が、自分が職場体験にこどもセンターを選んだのは自分の性格として子供が好きだから選んだらば、こどもセンターに行って保育所の先生方の作業、仕事を見ていて、とても大変な仕事だなど、そして、子供さんと接することはすばらしい仕事だなど、そんな職業に魅力を感じて僕は鮫校を選んだと。鮫校でしっかりお勉強して、そしてやがてはこどもセンターの保育士になりたいんだと。

そのためには、一つは体力に自信がなかったから、中学のときに職場を見学に行って体力が必要な仕事だということに気づいたものですから、野球部に入って体力をつけて、そしてやがてはここを卒業したら専門学校に行って保育士の資格を取ってという、そういう夢を聞いていました。

そういった子供たちの夢をかなえる高校であれば、また違った募集ができるのではないかと思います。そういった子供に期待をかけて生徒が保育士や先生になると、また違った道が開けるのかなという思いであります。保育士あるいはもうちょっと、校長に話しました。そういったお話、先生も当然聞いていますよね。ですから、もう手近に、今、介護士が足んねえんだから、そちらのほうに力を入れてくんねえかというそういうお話をさせていただきました。本校に持ち帰って相談をさせていただきますという返事はもらいましたが、なかなか容易でないようであります。

この辺、村もいろいろ支援しているんですから、お話をしながら特徴のある高校づくりを目指して支援していきたいと思いますので、ご協力お願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 全国には、高校で全寮制とか、何ていうのか、そういう問題をクリアして特徴ある高校づくりをやっているところがあまたあると思います。そういうのを参考にして、今後とも修明鮫川校の存続に私らはもちろん協力し、努力してまいります。行政のほうもぜひともそういう存続のために、村活性化のために、努力していただきたいと思います。

これをもって2点の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） ここで午後1時20分まで休憩します。

（午前11時52分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後 1時20分）

◇ 京 條 英 征 君

○議長（星 一彌君） 6番、京條英征君。

〔6番 京條英征君 登壇〕

○6番（京條英征君） 6番、京條でございます。

12月定例会におきまして、2件質問させていただきます。

まず最初に、鮫川、目指せ「生薬の郷」づくりと題しまして村長に所見をお伺いいたします。

全国的に薬草栽培が注目されております。漢方薬の原料となる薬草についての現状を申し上げます。生薬の供給の約9割が、現在は中国からの輸入に頼っております。中国産生薬の品質、必要量の安定的確保、コスト高傾向などの問題を解決するために、ツムラや龍角散などの漢方薬メーカーが、国内栽培化の推進が必須であるとの認識に至ったからであります。農業の活性化対策として、平成25年度から国の補助事業も開始され、関心が高まり、薬用作物植物を栽培する自治体が多くなっています。自然豊かな鮫川村の耕作放棄地を活用して、活力の向上と雇用を生み出し、若者の都会への流出や過疎化の問題解決、また生薬栽培を通して、鮫川村の魅力も伝えていけないだろうかと考えます。薬草栽培で耕作放棄地を再生することができて、しかも荒れ果てていくばかりの田畑一面が薬草でいっぱいになったらと想像してみませんか。

今後、国民の健康志向が高まり、アメリカが本格的に漢方薬に参入してくる動きがあるようで、良質の生薬を奪い合う時代が来るとの予測もあります。多くの課題があるのは当然であります。いかに行政、生産者が意欲を持ってその課題を解決していくか次第であります。東京生薬協会の協力、あるいは農水省の指導によって、土壌調査、気候風土に合う品種の選定、栽培指導員の派遣、栽培希望農家への指導を経て試験栽培まで進んでいくだけでも数年はかかるでしょう。しかしながら、鮫川村の未来を託すにふさわしい事業のように考えます。村長の所信を伺わせてください。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 6番、京條議員の一般質問にお答えを申し上げます。

全国的に栽培が注目されている薬草栽培であります。日本の漢方生薬製剤協会の調べによりますと、日本全体の漢方製剤等の原料となる生薬の年間使用量は約2万2,000トン、このうち国内産は2,600トンと全体の12%であるわけです。我が国は生薬の大部分が中国からの輸入に頼っており、ここ近年、中国国内における漢方製剤の需要の伸びにより、自国内供給を優先し、当然これに伴って輸入価格の上昇や国内において漢方製剤の需要増の背景により、今後も生薬の需要は増加するとの見込みと言われております。国でも薬用作物の産地化に向けて各自治体に情報を発信している状況です。我が村でも、昨年11月に仙台で開催されました東北農政局主催の薬用作物の産地化に向けた東北ブロック会議があり、担当者が出席し、薬用作物をめぐる栽培事情について情報収集してまいりました。その結果、薬用作物は、一般的な取引ではなく漢方薬メーカーとの契約栽培によるものでありました。また生薬として使用されるためには、医薬品の規格基準書である日本薬局方に定められている品質規格の合致かつ薬用作物に含まれる成分量が規定を上回ることなど、厳しい条件が必要となりました。そこで村では、試験栽培を目指し、オタネニンジン、一般名は朝鮮ニンジンです、を候補作物として試験栽培を目指し、漢方薬メーカーと契約栽培に向け要望をいたしました。福島県では会津地域で栽培をしているとの理由により、残念ながらちょうどそこで会津栽培の朝鮮ニンジンで間に合っているという、漢方薬メーカーのお話でした。今回は当村に興味を示す漢方薬メーカーはございませんでした。

平成25年度は、薬用作物の契約栽培について、全国138地域が要望しましたが、メーカー等の折衝、成立ができた地域は18の地域で、非常に狭き門のようであります。しかし一方では、近年の社会状況の変化の中に、特定の地域からの供給では、安定供給の弊害になるなど、国内での調達をふやそうとする動きもあります。このような状況のもと契約栽培の可能性、需要性の高い生薬の選定、生薬栽培の適性など、試験栽培に向けた可能性を探るために幅広い情報の提供をいただき、農業の振興も一緒にできれば幸いと存じます。できれば、鮫川村もこういった生薬の栽培に積極的に可能性を見出していきたいという答えで京條議員の質問のお答えにかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） 一歩も二歩も前向きなご答弁をいただけるのかなと多少は期待しておりました。ところが、答弁を聞いておりますと非常に厳しい状況のように見受けられます。既に説明会だとか、そういったところに参加されておるようでございますけれども、私もこのところ各方面から大分情報は収集してまいりました。それで、メーカーの国産志向が高まり、追い風となって、休耕田や耕作放棄地を活用して生薬を栽培する動きが全国的に広がっている、そのあたりをもう少し申し上げさせていただきたいと思います。

秋田県美郷町では、テレビの龍角散のコマーシャルでもご存じかと思っておりますけれども、秋田県美郷町では漢方薬メーカーの龍角散と協定を締結し、生薬の里構想を掲げております。その締結の内容は、土壌の調査から試験栽培、栽培指導員の派遣、種苗の提携を経て収穫生薬の全量買い上げなどです。栽培農家は安心してつくれるのです。今、村長からいただきました答弁の中では、漢方薬メーカーの主導になるというような感じでいらっしゃる場所も見受けましたので、そのあたりまた後でもう少しお話しさせていただきたいと思っております。

多くの自治体が関心を示しており、供給過多になるのではないかと心配されますが、先ほどの質問でも申し上げましたが、生薬協会では逆にまだまだ足りない、将来は輸出産業にまで伸ばしていきたい。恐らく、そうなるだろうと予測していました。ヨーロッパが既に、中国産生薬を買いあさっているのが現状であります。NHKクローズアップ現代によりますと、アメリカも既に中国産の生薬を買いあさっていると伝えていました。日本国内への安定供給だけでなく、輸出の可能性も秘めているのです。農業の指導者が不足しております、後継者が不足しております。しかも専門家は、米の需要はもう伸びないだろうと予測しております。若者も、米づくりの魅力は薄れていくばかりのようです。高齢化が進み、耕作放棄地がますますふえていきます。それでも田畑が荒れていくのを見ているのは、農家にとってはつらいことです。魅力ある農業は何か、米や大豆やじゅうねんに変わる作物は何か。この課題は避けて通れません。この課題を踏まえて、生薬栽培にもたくさんの課題があつて、峠を越えなければいけないのはよくわかりますけれども、生薬栽培の取り組みについて、もう一度村長のお考えをお聞きさせていただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今の京條議員のお話ですと、田んぼや畑にというお話ですが、恐らくこの漢方薬というのは、乾燥地に向いているのではないかと思います。中国のような大陸の気候に合っている作物ではないかと思います。日本の四季のある気候風土の中での生

薬の栽培というのは、かなり地域的にも絞られて、この湿気の、梅雨のある日本での漢方薬栽培は、恐らく技術が伴うのではないかと思います。そういったことを考えながらも、こういった新しい農業を、生薬に夢見るのも一つの方法かと思えます。

つい最近の話であります。ケシの栽培、ケシは麻薬のケシもありますが、そうでなくて、栽培用のケシを栽培してみたいという青年がありました。このケシは、どうしても麻薬のほうに転嫁しやすいか、そちらのほうに、規制が厳しいようなんです。その辺で、今、福島県では栽培を禁止しているそうですが、薬用じゃなくて、漢方薬のケシの栽培、あるいは健康美容のケシの栽培とか、そういった方向づけで栽培者が今、村に申し込みました。県の薬務課のほうに行って今、調査をして栽培の許可を今、申請中であります。まず大事なものは、こういった生薬に関心を持ってくれる生産者がいるかどうかであります。大変、中国の大陸と比べると、鮫川村はそういう未開な土地はないと思えます。恐らく、化学肥料あるいは農薬に侵された田んぼや畑での栽培になると思えますが、そういった土地では恐らく漢方薬の栽培には適していないと思えます。まず、未開拓の人は、踏み入ったことのないような、そういったきれいな環境での中の生薬の栽培ということになるのかなとも考えております。

そういったことで、こういった鮫川村に合う生薬があるかどうか。その辺も含めて、もちろん京條議員も一緒に探り当てて、またそういった栽培に関心ある生産者を見つけることも一番大事だと思います。こういったことに手を挙げてくださる生産者、あるいは製薬会社がいれば、村では全面的に支援をさせていただきたいと考えております。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） 少し安心いたしました。関心が全くおありじゃないのかななんて思ったこともあったんですが、今はかなり前向きなご答弁いただきまして本当にお礼を申し上げたいと思えます。

しつこいようですけれども、この半年間ぐらい、結構いろんな情報収集いたしましたし、東京生薬協会の漢方生薬講座にも6回シリーズも参加して、2回参加してまいりました。その中で、生薬協会の事務局長とも時間をつくっていただいてご厚意で、10月25日、11月29日、2回に分けて約1時間ぐらいずつお話をしてまいりました。行くたびに、課題を持っていきますので、次の講座にもまた時間をいただきますようにというふうにお問い合わせはしてまいりました。やっぱり、ふえていくばかりの耕作放棄地、荒れていくばかりの耕作放棄地を見るのは非常に寂しい思いをします。ですから、先ほど申しました今の課題を解決する大豆、じゅ

うねんにかわるものは何か、どうしてもそれはなるべく早く見つけなければいけない。そういうことを考えますと、やはり生薬の栽培こそが鮫川村に適しているのではないかと考えます。今の時代を生きる者として、特に行政にかかわる者として、自然豊かな里山のまま、未来の子供たちに誇れる村の姿のままを残していかなければなりません。耕作放棄地を活用して栽培面積をふやし、若者に地域の魅力を発信し、農業の魅力も伝えていけるのではないかと、あるいはかつて大豆づくりで村おこしをしたように、60代、70代の方たちにも生薬栽培にかかわることで新たな活気が生まれるのではないかと考えます。逆に言えば、今の50代、60代の方が10年後に米づくりに魅力を感じているだろうか。あるいは、魅力のある作物がそこで生まれているのかどうか。それが生薬ならどうだろうかと考えてしまうのです。肥培管理が容易な種類もあります。そうすると、就業、所得の向上にも期待が持てるようです。また、障害者の自立を目指して薬の原料生産にかかわることで働く意欲が向上しているといった施設、地域もあります。急な質問で申しわけないんですが、わかれば結構です。生薬栽培に必要な、現在村にどれだけの耕作放棄地があるのでしょうか。それと、その耕作放棄地にこの規模だったら優良農地と言えるような、比較的広い農地がどれだけあるのでしょうか。わかれば結構です。私が申し上げたいのは、ふえていくばかりの耕作放棄地の草刈りをまめに行って、それで里山の自然景観を守って、それを発信するだけでは余りにももったいないと思い、むしろそういう現状であるならば、それを生かす攻めの農業が必要であり、しかも持続性が生薬には期待できるのであれば、それがチャンスと捉えるべきではないか。それが生薬栽培がそれに当たらないかと考えます。

農業は命の産業であります。常々村長もおっしゃっております。生薬栽培も命の産業であります。耕作放棄地がどれだけあるか、優良農地がどのくらいあるかも含めて、ただいまの質問への村長のお考えはいかがでしょうか。もう一度、ご答弁お願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 6番、京條議員の、まず鮫川村の生薬可能な面積等でなくて、休耕地、耕作放棄地の田んぼ、畑の係で、わかる範囲でお答えを申し上げます。

ただ一番大事なのは、そういった田んぼに栽培できる生薬は何なのか、あるいは乾燥地帯でなければできない、私は生薬が多いのではないかと思います。そういったことで、鮫川に合っている生薬は何か、あるいはそういった生薬栽培に本気になって取り組んでくれる生産者は果たしているのかと、その辺が一番気がかりであります。お答えして、もちろん鮫川の気候風土に合った生薬さえ見つけることができ、そういった原料メーカーの協力をいただ

ければ、そういった全面的なバックアップは、鮫川村は決して惜しまないつもりでありますので、その辺。

あとは、面積等については、担当者よりお答えを申し上げます。

○議長（星 一彌君） 農林課長、村山君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（村山義美君） 京條議員の今の、耕作放棄地についての数字をご報告申し上げます。

毎年実施しております荒廃農地の調査ですが、昨年度実施した村全体の耕地面積は1,682ヘクタール。その内訳については、田んぼが818ヘクタール、畑が452ヘクタール。それから、採草放牧地412ヘクタール。このうち、再生可能な耕作荒廃農地が、田んぼが8ヘクタール、畑が6ヘクタール。それから、再生できない荒廃農地、これは木とか灌木が生えていて耕作できないというふうな農地なんです、それが25ヘクタール、これ田んぼも畑も全て含めてです。合計で39ヘクタールあります。全体の2.3%でした。これは、地籍調査が現況と確認することがちょっと困難であったためにこのような数字になっておったんですが、今、航空写真と地図の閲覧のシステムが利用できるような状態になりました。それで、より正確に耕作放棄地が確認できるようになりました。ちなみに、27年度までの、まだ集計はしていないんですが、この約倍ぐらいは耕作放棄地はあるだろうと考えております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） 急な質問して申しわけございませんでした。結局はふえ続けていると理解してよろしいわけですね。

また質問になってしまうんですが、ちょっと違った角度から、村長から先ほどご答弁いただきました、鮫川村に適した生薬はじゃ何か。土壌調査も必要でありますし、田んぼに適した、畑に何が。これは漢方薬のメーカーとか農水省でも指導してくださるということです。またちょっと違った角度から全面的にそういうのが見つければ協力を惜しまないという、本当ありがたい答弁をいただきましたので、またちょっと違った角度からそれをもっと強力にさせていただきたいと思っておりますので、また少し申し上げたいと思っております。

米、桑、タバコなどから転作している農家もあるようです。また生薬の原料となる部分は根っこであったり、茎であったり、花であったり、木の皮の部分であったりします。ホウオウの木のような樹皮の部分を薬用として使う薬木をそれに適した土地、あるいは薬草にはちょっと向かないけれども、木ならどうだろう。10年、20年後先までを見越した薬木ならどう

だろうか。それはハウオウの木のような樹皮の部分を薬用として使う薬木を、それに適した土地、そういうところに植えたらどうだろうか。そうしたら、土地をなお有効に使えるのではないかと考えます。キキョウやシャクヤクなどの美しい花が咲く薬用植物を多数栽培して県内外からの観光客を呼び込めるとも考えられます。シャクヤクは鳥獣被害に非常に遭いにくいそうです。また、園芸用マルチを用いた栽培によって高齢化が進む中山間地域の複合作物として認知されつつある地域もあります。花を楽しんで観光客を呼び込んで、最後に薬草として販売する、こんな夢が実現するかもしれません。荒れ果てていくばかりの田畑一面が薬草でいっぱいになったらと想像してみませんか。最初の質問で申し上げたのはこのこととあります。自治体によっては、生薬にも使えるアズ、それから桑、その実を薬用部分以外の部分を食品会社と提携して加工品づくりに地域活性化を図っているという、奥の深い動きをしている自治体もあります。農家民宿で薬膳料理を提供する、あるいは薬草風呂として一層の誘客化を図るなどの持続性と広がりのできる事業のように考えます。

先ほど申し上げましたけれども、公益社団法人東京生薬協会が行う6回シリーズを受講しておりますけれども、東京生薬協会は25年6月1日付で主務官庁が東京都から内閣府に移行され、事業活動が一気に日本全国に広がっています。それで薬用植物の栽培技術指導、優良薬用植物の提供、この地域に合った薬草は何かという調査もしてくれます。国内栽培を本格的に開始しているという段階です。その協会の事務局長、先ほど申し上げましたが田中建次氏の、11月29日、講義が終わってから聞いた話では、4つを強調しておりました。今現在、1割しかない国内栽培量を少なくとも4割以上にしたいこと、農家にとって魅力的な作物であり続けるでしょうねという問いには、そうしなかったらつくってくれないでしょうと、4割にはいきません、まして医術産業まで伸ばすというのは無理でしょうと。

収穫まで2年も3年もかかる薬草もあります。その間補助しなかったら誰もつきりませんよねと、こういう言い方もしていました。その生薬の交付金ですけれども、これはぜひ調べていただければわかると思うんですが、1ヘクタールで80万、ですから1反歩で8万でしょうか。その交付金が受けられるということでした。将来は、輸出できるところまで国内栽培をふやしたいこと、以上4つを強調しておりました。薬草、漢方薬メーカー主導ではなくて、農家主導、そうしないとつくる人いませんよねと、4割まではふやせませんよね、できたらもっとふやしたいということでした。私は実は、この構想はもしかして鮫川村総合戦略、それにももしかして組み入れたらまたおもしろいんじゃないかな、そんな考えもしたこともありました。もうほとんど策定は終わっているようです、進んでおるので、入る余地

はないかもしれませんが、参考までです。

高知県越知町、生薬の里づくり事業は漢方薬メーカーのツムラと提携し、ミシマサイコという生薬、これを1本に絞って中心に栽培し、昨年度は5億円の売り上げがあります。秋田県、さっきは美郷町でしたけれども、秋田県羽後町では、13年に婦人病に効くという漢方薬となるトウキを栽培し、14年、これは収穫時期が短いので、栽培時期が短いので、14年秋の初収穫では単位面積当たり米の1.5倍でした。こういった情報があります。それと、田中氏に尋ねたのは、供給過多になるのではないかという心配と、鮫川村は福島県の県南です。放射線に対する風評被害については、そこが一番心配されますという質問には、朝鮮ニンジン1種のみ、今は漢方薬メーカーが国内産のニンジンを使わないそうです。あとは、一切それはありません。だから、そのあたりの心配はないということでした。

耕作放棄地、今は桑畑だって、そのままでは生薬栽培はできないでしょうから、そういうところに村の承認をいただいたりして、耕作してくださる農家に丁寧な説明をして、1人、2人、10人から、二、三年後には50人、60人、面積もできたら50ヘクタールあたりまで行ったら、これはすばらしい成果が将来に期待できるのではないかなと思っています。今、東京生薬協会が間に入って、自治体と提携協定を結んだところが7つあります。それで、長野県、山形県がもう恐らくは来年度にはそこに加わって9自治体となるみたいです。農林水産省等の働きかけによって提携協定を結んでいる、漢方薬メーカーと結んでいる自治体はもっともっとあります。ですから、鮫川村にも昔からドクダミだとか、そういうのがたくさん生えています。あれも薬草です。先ほどのケシもそうです。シャクヤク、キキョウもそうです。鮫川村に適した生薬の種類は必ずたくさんあると思います。田中氏もそう言っていました。ですから、何とぞ一歩も二歩も三歩も前に進んでいただけるように期待してやみません。

最後に、もう一回だけ、村長のご所見をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 京條議員がまず、そういった鮫川の農業のことを深く思っていてくださることに心より感謝を申し上げたいと思います。

鮫川村の農家の人たちは決して、働くのを、汗をかくのを嫌がっているわけではありません。皆さん、生産費割れしているような農産物価格なものですから、つくる栽培がなくて、ああいった10年前の「まめで達者な村づくり」で、村が高い価格で買い上げて生産費を賄ってあげた、そういったことが農家の元気につながったわけですから、この大豆、じゅうねんにかわって、かわるじゃなくて、一緒に生薬栽培のほうにもぜひ関心を持って、そういった

農家の人が何人かあらわれることを期待して、また京條議員のそういった東京生薬の会社等もぜひ鮫川の気候風土をお調べになって、適地適作といいますか、そういった作物を提供していただければと思います。村ではいつでも全面的に協力を惜しまない覚悟でありますので、お願いをしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） 非常に、今感動しております。ありがとうございます。ぜひ進めていっていただきたい事業に思います。

生薬に関する質問はこれで終わります。ありがとうございます。

次は、教育長にお尋ね申し上げます。

人に優しい「施設の環境整備」をと題しまして、6月議会に続いて、また青少年広場のことについてご質問申し上げます。

夕方、雨の後の親子のキャッチボールを目撃した村民から寄せられた声であります。その美しい光景に水を差すグラウンド状態だったそうです。子供たちが、ほかの市町村から来てくれた人たちに自慢できる、誇れるグラウンドにしてほしいというものであります。管理の問題なのか、暗渠排水が必要なのかも含めて再度検討をいただきたいと思います。

年間を通して、多くの行事が行われる村公民館についてです。膝、腰の痛みを抱える村民も多く訪れます。そういった人のトイレの使用に関しては、洋式でなければ無理なのです。夏のN響コンサート、教育を考えるシンポジウム、蒸し暑い中での開催でした。村外からも多くの方が訪れる施設での、トイレや冷暖房についての人に優しい環境整備は急がれると考えるが、教育長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 6番、京條英征議員の2番目のご質問にお答えいたします。

まず、青少年広場についてのご質問ですが、6月の定例議会の答弁でも申し上げましたが、青少年広場の利用者、延べ1万859人ほどおります。その中の半数以上が学童、いわゆるスポ少の練習で、保護者の熱心さがうかがわれます。雨上がり後のグラウンドの利用等については、保護者、役員から教育委員会へ相談もあるために、状況は把握しております。暗渠排水と表土を入れかえすれば、ある程度水はけはよくなると思いますが、これには巨額の工事費がかかるため、新たに財源の確保が必要であります。それでも雨上がり直後の使用は不可

能だと思っております。そう考えますと、一方では雨天のときにも使える屋内型多目的スポーツ施設の整備が必要ではないかとも思います。屋内型施設があれば、ある程度年間を通じての使用が可能になりますし、利用頻度の高いスポ少野球でも存分に練習ができる施設と思います。一度、構想は立ち消えになった計画ではありますが、敷地の確保や補助の活用を含めて、どちらの整備がよいのか、今後の重要課題として検討してまいりたいと思っております。

次に、公民館トイレの洋式化及び空調設備の設置状況について説明をいたします。

まず、洋式トイレの設置状況ですが、公民館1階には3カ所のトイレがありますが、女子トイレ2カ所、多目的トイレに1カ所、合計3カ所洋式トイレが設置されております。公民館事業で実施している社会学級の開催時には大変混雑しますが、学級生も年々高齢化しているため、男女とも洋式トイレの増設は必要だと感じておりました。

次に、空調設備関係ですが、夏季間の公民館利用者、利用状況を考慮して、平成25年度に1階会議室と2階視聴覚室及び事務室に設置したところですが、質問にありますように、N響コンサートや村民こぞって子供の教育を考える会などの参加者から、空調設備の設置要望が出されておりました。教育委員会といたしましては、これらの状況、要望を踏まえまして、先般、28年度主要事業調べがあり、公民館トイレ洋式事業、公民館大集会室空調設備工事を提出したところでありますが、事業の必要性を訴えながら予算の獲得に向けて努力してまいりたいと思います。

以上申し上げ、京條議員の2番目のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） 非常にまたありがたい答弁いただきまして感謝申し上げます。

理解をしていただいているだけなのかなと途中まで思ったんですが、予算化の動きもあると、全部洋式トイレになる、冷暖房の空調も、予算が通れば、間もなくそれが完備するというのを聞いて非常に安心いたしました。

きのうの夕方、薄暗いときですけれども、青少年グラウンドに行ってみました。どうなっているのかな、あした質問するのに場違いなこと、全く間違ったことを言うんじゃないかなと思って見てまいりました。ローラーでマウンドを中心にして、すごくきれいに整地してありました。ただし、1塁側、3塁側ベンチのほうに向かって非常に水の流れた跡があって、あそこにも砂を入れてローラーで整地してあったら、一見、雨が降った後でも非常にいい環境で使えるのではないのかななんて思ったりもしました。そこが非常に目立っておりました。ただ、今、ご答弁いただきましたけれども、そういうことも全部理解されて無料で動

いただいているということに、非常に感謝を申し上げます。ぜひ、それを一刻も早く整備して、子供たちが望んでいるほかの市町村から来た子供たちに自慢のできる、あれだけの風光明媚なところですから、施設としても自慢のできるグラウンドに一日も早くしていただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（星 一彌君） 8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 今般の12月定例議会におきまして、次の3点につきまして一般質問をいたします。教育長、また村長、ご答弁よろしくお願いをいたします。

第1点目ですが、青生野小学校の統合についての一般質問であります。

本村の人口減少に伴う少子化は年々加速化し、それらを解消すべく施策は最優先課題と認識しております。また本村の小学校の児童数の減少から、平成15年に村内の4校が鮫川小学校に統合し、既に12年が経過をいたしました。本村の小学校の現状は、鮫川小学校と青生野小学校の2校となっております。教育関係者や保護者、さらに地域住民とともに今後の統合への課題等を懇談して、さらに将来を見据えた児童教育の方向性を見出すべきと考えておりますが、教育長のご所見をお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 8番、関根政雄議員の1番目のご質問にお答えいたします。

青生野小学校の統合問題につきましては、お説のとおり、各小学校区ごとに統合問題の協議会を立ち上げました。その結果、青生野地区を除いた小学校区が平成15年度に統合し、現在に至っております。これまでに本議会でも学校統合を促す質問もございました。平成14年度に開かれた鮫川村教育委員会の議決事項としても、全村1校の統合が望ましいとの結論に達しておりました。その後、保護者などの意見も聞く機会を設けようといりましたが困難な問題もあり、なかなか統合という解決には至らなかったのが現状であります。このままでは進展が望めないことから、青生野区民の皆様を初め、広く地域の皆様方にお聞きする会を立ち上げることを考えております。そのための手順としては、教育委員会としては青生野小

学校の保護者及び青生野小学校を卒業した中学生等の意見をまずお聞きしてみたいと、こんなふうに思っています。その結果をもとに、青生野地区住民の方々の意見をお聞きする会を開きます。必要によっては村全体からの意見を求める会を開き、意見を集約していこうと考えております。

以上申し上げ、関根議員のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 広く住民の、広く地域の保護者、そしてまた小学校を卒業した中学生のご意見を聞きながら、さらに地区民の懇談を進めたいということでもあります。

この統合問題につきましては、平成20年6月に同等の一般質問をさせていただいておりました。教育長のほうからは、地域の皆様の意向を重視して、そしてまた年に一、二回か懇談会を開きながら皆様のご意見を頂戴したいというご答弁であったかと思っております。平成20年に、青生野小は20人の生徒がおいでになりましたけれども、今年度は13人となっております。出生率というか、子供さんの数を数えれば、今後、数年間でどのくらいの生徒が減少されるのかわかるとは思いますが、もし資料等があれば今13人、3学級の複式学級ということで、多分2、3年生がゼロというような記憶をしておりますが、今後、入学生の見込みというのはどのくらいなのか、お示し願いたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 青生野小学校のことし6年生は4名で、その後2名が入ってまいります。したがって、それがしばらく続くことになるとは思いますが、その後何回か入学児童がゼロのときがあります。そういうことが推移として見取れますので、このデータも示して、皆さんで考えてまいりたいと、こんなふうに思っております。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 今後、間違いなく入学する児童数が減っていくという状況であります。保護者の方に、平成20年度前からお聞きをしておりました。当時の区長さんにお話を聞くと、地域の活力がなくなってしまうので、当面、統合というのは考えていないというご意見だったのであります。ただ、保護者の皆様は、本音を話せる機会がなかなかないとおっしゃっております。大きい学校がいい、小さい学校が学力が低下する、団体行動がとれないという、そういった次元ではなくて、まずは保護者の、当事者の皆様方、それから子供さん、児童の皆さん、中学生と今度懇談をするということですので、まずは土俵の上に乗せて本音で話せる手法、話せる方法、こういったものを教育委員会が、また教育関係者と協議をして開催し

た後に、また地区の方々の、広く村民の方々のご意見を聞いて方向づけを見出していくという方法で何とか、統合が全てありきではなくて、地元の方々の、特に子供さんたち、議会だよりで青生野小の子供さんに原稿を寄せていただきました。非常に青生野小は大好きだと、こう書いております。また題字も青生野小の子供たちの立派な字が議会だよりと書いておりますし、絵の募集をしてもまさに少数校の独特の丁寧さ、それから真面目さがもう間違いなく出ておりますけれども、そういった少数校、また人数の多い小学校にかかわらず子供たちの将来を見据えた方向性を何とか教育長、そのようなご予定であるということですので、将来の地域教育力の向上も含めまして、ご対応をお願いしたいと思っております。

それでは、続いて次の質問に移ります。

2番目の質問であります。

条件付一般競争入札制度の見直しについての質問でございます。

本村の公共工事の発注は、予定価格が5,000万円以上の工事に対して、条件付一般競争入札を導入して、ここ10年としておりますけれども、7年が経過しております。限りある財源の中で業者間の競争力を高め、かつ低価格で高品質の公共工事の事業執行には大きな成果を上げているものと認識しております。しかしながら、この一般競争入札制度は各町村によって条件が異なっております。他町村からの業者の入札参加は容易であります。しかしながら、本村の建設業者が他町村への入札参加が難しいのが現状となっております。本村の建設業者は年々工事実績も重ねて現場管理者の養成にも努め、大型工事にも対応できる技術と設備を備えつつあります。これらの現状を踏まえ、一般競争入札の条件の中で予定価格の5,000万円を引き上げるなど、条件の見直しが既に必要な時期ではないかと考えておりますが、村長の一般競争入札への考え方、ご所見をお示し願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の2つ目の質問、条件付一般競争入札制度の見直しについての質問にお答えを申し上げます。

条件付一般競争入札制度につきましては、平成19年4月に鮫川村条件付一般競争入札実施要綱を定め、以来、要綱に沿って入札を執行しているところであります。本要綱が制定された背景であります、議員ご承知のとおりであります。公共工事の入札及び契約の適正化については、従来どおり必要な改善措置を講じるよう総務省、そして国土交通省等からの要請

のもとで制定された要綱であります。特に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が平成13年4月1日に施行されてからは、同法の厳正な運営について要請されてきたところでもあります。また平成17年4月に施行されました公共工事の品質確保の促進に関する法律や、公共工事の入札契約をめぐる状況を踏まえ、平成18年5月に一般競争入札の拡大及び総合評価方式の拡充の観点から、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針についての所要の改正が行われ、改正された指針に従いまして各発注者は公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置を求められたところでもあります。

さらに当時、入札談合事件が相次いで発生している状況を鑑み、談合等の不正行為の排除の徹底等を図るため、政府の取り組みである公共調達法の適正化に向けた取り組みについてを踏まえ、入札契約の改善に取り組むことに求めてきたところをつくった要綱であります。このため、各地方公共団体において、入札契約適正化法において義務づけられている措置であって、未実施のものについては可及的速やかに措置を講ずるとともに、同法第18条に基づき、各地方公共団体に対しまして特に必要があると認められている措置を講ずるよう要請されたところでもあります。

ご質問の予定価格の5,000万円の引き上げの見直しで、5,000万でなく、恐らく1億ぐらいの想定をしているかと思いますが、金額の設定については本要綱を制定時において周辺各自治体等の例を含め、検討してきてつくった要綱であります。現在のところ、特に問題に、これは村サイドです。問題になるでもなく、近隣町村の設定価格につきましても調査いたしましたところ、埴町で1億円なんです。埴町で1億円ですが、これは町の発注基準が5,000万円以上の工事については、指定業者格付基準でAランクとしているんです。ですから、これには何ら変わりないと思っております。Aランクとなっていることから状況等には変わらないと判断されます。このようなことから、大体郡内統一されて5,000万円以上超えた場合にはという要綱でありますので、ぜひご理解をいただきたくお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 平成19年4月1日からということの導入ということであります。平成19年の定例議会においても、同僚議員のほうからこの導入をしてはという一般質問があったのが背景にもあるかと思えます。近隣町村を見ますと、この埴町は、今、村長答弁されたように1億円以上ということになります。県南の管内でも西郷村、矢吹町、泉崎、石川、玉川、浅川ということで、自治体の半数がまだこの導入をしていないのが現状であります。この入札制度の制定は、自治体によって決め方が国交省の指導がありますけれども、まばらで

ございます。予定価格を事前に公表している自治体、また事後に公表している自治体もあるし、最低価格を公示によって制定している自治体もあります。本村の場合には、予定価格の公示、いつなのか、事前ではないと思いますけれども、それとまた過去に最低価格を設定した工事があったように記憶しておりますが、その辺の基準はどのようになされているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の、まず予定価格より設計価格の基準ですが、これは福島県の基準単価表というものがああるんです。その単価表に基づいて、設計額は単価表に沿ってやっております。あと予定価格ですが、予定価格は入札当日の朝に、ですから入札開始の1時間前になりますか、その時間帯に大体予定価格は記入するようになっています。

以上です。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） そうしますと、予定価格の事前公表はしていない、事後にもしていないということよろしいですか。それと、私が質問をしたのは、最低価格設定というのは、工事によって建設する目的とか金額とか物件によって決められているのかどうかということ質問をさせていただきました。ご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） すみません。まず、予定価格の公表、事前にも事後にもやっておりません。ただ工事者にはやっておりますけれども、議会にはご報告のとおりであります。

もう一つ、最低基準価格を下回ったという、基準価格を設ける場合とそうでない場合とありますが、これは建物によって品質の維持管理に必要な場合、例えば公営住宅の建設等で最低価格は線引きをしております。それ以外は、今までは村の工事ではありませんでした。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 村の入札制度の設定の仕方、我々どもも同意をした上で今、入札が公平・公正に執行されているものと思います。現在、本村の公共工事、また福島県全体の復興事業の公共工事の建設発注の量は膨大なものがあります。しかしながら、除染も含めた復興事業の工事発注は今のところ大変人手不足で、大変な工事の発注がされておりますけれども、2年後、3年後、4年後、間違いなく公共工事は半減するだろうと。倒産まで追い込まれる建設業者があるのではないかという、そういう懸念をしております。本村の場合には、まだ仕事の量は他町村と比べると非常に多いと感じておりますけれども、村内業者も頑張って実

績をつくっておりますが、将来的にこういった入札制度の見直しをしながら本村の業者を守っていくという観点からも、仕事がなくなると間違いなく倒産寸前の契約、入札、そして前渡金をもらったまま倒産に追い込まれるケースが、バブルの時代に同じことがありましたので、そういうことを今ささやかれながら心配しております。村長にお聞かせいただきたいのは、本村、また資格を持った近隣町村の業者を多くの方が、鮫川村の方が雇用されております。そういった方々の雇用の場の創出も含めて地元業者を守っていくというお考えをお示し願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、8番、関根政雄議員は、地元の村の商工会長を兼ねているということで大変ご苦勞をおかけしているわけですが、私どもも村の産業を守るのは、これは当然の責務であると考えております。今は、議員ご承知のとおり、どの地区でもそれこそ事業が豊富で不落になっている事業が多いのが現実であります。その辺を見きわめて時代に合った入札制度、それは5,000万円を超えるか超えないかもその時代に合わせてしっかりと地元の業者を守る対策はとらせていただきたいと考えておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 公共工事を含めた全ての事業執行の予算、大事な血税といいますが、お国からとまた県からの、また一般住民からの血税でありますので、公正・公平に入札執行、また地元の業者を守るという意味合いからも、今後またご検討をお願いしたいと思っております。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

第3点目は、放射能検査後の農産物の扱いと東京電力への賠償請求についての質問であります。

農産物の出荷や直売所への出品の際に、放射能の検査が義務づけられております。生産者は出荷ごとに500グラムの農産物の提供をしております。本来ならば、これらの検査は不要であったのでありますが、このたびの3.11原発の事故によって、より安全な農作物を消費者に届けるための検査としております。東京電力は原発事故による全ての被害については賠償するとしております。またこの検査用の農産物は自家消費用としているということを聞いておりますが、本来、作物の相当額は全て賠償請求をすべきと考えております。現在までの本村の農産物の検査量目と相当金額、さらにそれを東電への賠償請求するお考えがあるかどうか

か、村長のご所見をお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の3つ目の質問にお答えを申し上げます。

福島県が行う農産物の放射性物質のモニタリング調査は、原子力災害対策本部が定められたガイドラインに基づき、各農産物ごとに検査計画を策定し、農産物のモニタリングが実施されるため、直売所などに出荷する農産物は放射性物質の検査をする必要はありません。しかし、消費者への安心・安全をより強く伝える観点から、各JAや直売所では独自に放射性物質のモニタリング検査を農産物ごとに実施し、福島県産の農産物は安心・安全であることを各消費者へ伝えております。

東京電力では、この独自検査に係る費用については、原子力損害賠償紛争審査会が順次策定する原子力損害の範囲の判定等に関する指針に該当しないので、損害賠償には当たらないとの対応ですが、各生産者は個々に事情が異なるため、東京電力が開催しています相談会で対応することが最善として考えています。

次に、平成23年10月から平成27年10月まで実施しました放射性セシウムのモニタリングの結果の林畜産物の検体は6,608検体でありました。6,608検体で、そのうち住民より依頼があった自家消費は2,619検体、販売用が3,989の検体でした。検査量目は、標準的な検査の量目で500グラムとして、検査総数6,608検体を乗じまして約3,300キロと推計できます。また検体の価値については、自家消費野菜や作物自体の規格が整っていないなど、参照すべき価値の見きわめが正確性に欠けることから、その都度価値を判断することはしていない状況であります。

最後に、損害賠償への基本的な考え方は、損害賠償の実施機関が東電のため、違法な行為による損害を受けたものに対して、その原因をつくったものが損害を埋め合わせすることから、村では損害賠償については当事者間同士で行うことを基本的な考えとし、損害をこうむった多くの村民の利便性を図るため、平成23年11月24日から、東京電力による損害賠償手続相談会開催の支援を行っております。現在、相談日は毎月2回、第2、第4木曜日で開催されております。なお、相談に際しましては、個人被害の内容が個人ごとに相違しており、個別での損害賠償手続が基本となるため、今後も損害賠償請求に当たっての要望事項は、村民の皆さんが困窮しないよう東京電力には要望していく所存でありますので、ご理解いただき

たいと思います。

以上で、8番、関根政雄議員の賠償に対しての質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 6,608体、あと販売用3,989体、自家用として2,619体。3.3トンの総量の農産物がモニタリングの検査が行われたということであります。

本来であれば、通告文にも記したとおり、原発事故がなければ調べる必要がない検査であるし、また、これは農家の皆様方は自家消費用としてご納得されているものと思います。これは安心して売れんだから仕方ねえべという優しい村民の方々ばかりだと思いたいますが、物事には筋道というものがあります。金額とか量目の問題でなくて、直接損害をした場合には賠償すると東電は言っております。さらに、2年間で賠償を打ち切りたいということもつけ加えております。本村は県内でも先駆けて畜産農家への乾燥支給を始めて全国からも県内からも脚光を浴びて、さすが鮫川村だと、主幹産業、農業であるからいち早く干し草を支給したという大変な評価を得ました。私が何を言いたいかというと、500グラムの価値の野菜や微々たる、金額にしても知れたものの野菜もあります。しかしながら、葉物類を500グラムも集めるということになると時価価値は数千円になる場合もあります。金額ではなくて、農家の方々が汗水流して魂を入れながらつくったものを当然、一時村が買い取り、東電へ請求するのが、これが筋道だと思います。以前に担当課長にこの話をしたところ、東京電力に交渉してみるという返事を口頭でいただきましたが、役場の担当課として東京電力にこの旨を相談されて、どのような返答が返ってきたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 直接相談した、恐らく担当課長がおります、かわって答弁をさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 農林課長、村山君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（村山義美君） ただいまの関根議員の質問に答弁させていただきます。

ことしの6月に、今言った自家消費の野菜、例えば検査をした野菜について補償できないかということで東電とは交渉しました。その結果であります、具体的には、例えば自家消費とかそういう野菜を捨てた場合、捨ててから新しく購入した場合、そういう場合はその限りにあらずということで、それで、安心・安全のためにあらかじめ検査をしました。それで、基本的な考え方は、平成22年の売り上げから減った部分は賠償しますよということで、そう

いう証明があれば賠償しますということです。

それから、やっぱり個々の事情がいろいろ違うわけなんですけど、例えば今言ったように自家消費野菜を捨てたという場合は補償をするというようなことは言っております。その場合は相談会に相談してくださいというお話でした。

以上です。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 自家消費野菜というのは当然あります。売れなくて捨ててしまったという場合は補償するという今の説明ですけれども、検査用に提供した品物の補償はしないというのは東電の答弁だったんですか。

○議長（星 一彌君） 農林課長、村山君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（村山義美君） 例えば、安心・安全のために検査をしましたということで、基本的には商売でやっている場合、「手・まめ・館」に出荷した方は、例えばその部分は減少するわけですが、検査をした部分です。そうした場合は、22年の売り上げから減少した場合はその中に含まれているんだよという考え方で補償していますというような考え方で、そういうお答えをいただいたんです。現実的には、そういう人は余りいないんです。いないから、例えば検査をしました、検査をしてその分を補償するというわけにはいかないというような、そういう答えをいただきました。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 実質的に、農家の皆さんは検査に出した分の量目500グラムだから、その分を500グラム減ったからということで、多分、東電への賠償請求の相談会には来ないのが実態だと思います。私が今回一般質問で言っているのは、そういったデータが村にあるのであれば、これだけの量が売れなくて減ったんですよということをきちんと東電に、筋道があるとさっき言いましたけれども、それを説明してその分の量はきちんと、3.3トンあると言っているわけですから、これはその分売れなくて検査をしているのは事実なので、捨てているものではありません。提供して処分をされてしまっている部分については、それをまとめてデータとして行政がきちんと東電に請求すべきだなという基本的な考え方から今回の一般質問をしているわけです。

実は、きのう私は村内のある畑で、ご夫婦の方が「手・まめ・館」に出荷する薬物を積んでいらっしゃるところにちょうど出くわせて状況をお話ししましたけれども、まさに薬物を1キロ、500グラムとるとというのは大変な作業を木枯らしの中されております。実際、その

方は、「いや、こんな葉物を売ったって俺と母ちゃんとして手間になんねわい」と言っておりましてけれども、「手・まめ・館」に冬、どんどん葉物がなくなると、まして暮れだからということで一生懸命やる姿を見た以上、やっぱり農家の方々のその真面目な姿を守ってあげるのが行政の仕事であって、検査に出した分は当然売らないわけですから、ましてや「手・まめ・館」に出荷している方は生もの野菜、売れ残ると持って帰るんです、持ち帰るんですよ。そういったリスクを背負いながら出されている。手間にはならないと思います。しかしながら、本村の農業の確立、また村長がいつもおっしゃるように、農業で何とか食べていく村をつくりたいということを継承したいと思ってそのご夫婦はやってられると思って胸が熱くなりました。どうか村長に最後にそういった農家の方々を救済する意味合いでも、今回こういった真面目に本村の農業を支えていく方々への支援策、東電の賠償も含めてどうなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の基本的な考え方は、本当にまさに農家を思う気持ちでいっぱいのご質問は大変ありがたく思っております。この6,608検体の3トンの量は、決して無駄にしないように、これからこういった議会での質問もありました、真面目な農家がばかを見るような政策では困ります。東電もどんな形で責任を負ってくれるのか、この辺を追及しながら賠償の方法を検討させていただきます。次の機会には、そういった東電の対応に関根議員にお答えできるのではないかと思います。しっかりと農林課サイドで村全体の検体数、そして賠償金請求、この辺をもう一度検討させていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 本当に村の方々は優しいです。そしてまた強く意見を述べない方ばかりでありますので、個人個人で個別で賠償の相談に行くということはおこがましくてできない方ばかりであります。どうか、行政が村民の一生懸命やる、本当に農業を守っていく方のために力とまた汗を流していただけることを大変期待をして、3つの一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤貴人君。

〔1番 遠藤貴人君 登壇〕

○1番（遠藤貴人君） 今般の定例会におきまして、次の1点、質問をさせていただきますが、これから質問をさせていただく内容は、過去の議会でも何度も通告され、その都度答弁したことであり、村長、職員におきましてこの手の質問には辟易していることと思いますが、何とぞおつき合いのほどよろしく願いいたします。

それでは、質問にまいらせていただきます。

我が国の地方自治は、自治体への権限移譲、分権改革が着実に進んでいます。地方公共団体は「地域における行政」を今まで以上にみずからの判断と責任において取り組み、おのこの地域にふさわしい公共サービスを適切に提供することが求められています。これにより、各地方公共団体においては、その担い手となる人材の育成が急務であり、職員の能力開発のため実施する研修が果たす役割は極めて重要と言えます。行財政改革が進み職員数も減少している今こそ、職員一人一人の能力を最大限に引き出し、住民の多様化するニーズに的確かつ柔軟に対応できる職員を多く育成することが求められており、そのためにも効果的、効率的な職員研修を実施することが重要であると考えます。職員が広域的に参加、または村が独自に行ってきた研修その他には、具体的にどのようなものが存在したのか、そしてこれから予定されているのかについて伺います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 1番、遠藤議員の地域における行政職員についての質問にお答えを申し上げます。

議員ご指摘のように、職員一人一人の能力を最大限に引き出し、多様化する住民ニーズに的確にかつ柔軟に対応できる職員として育成していくことは、地方自治体にとって極めて重要な課題であり、特に本村のような小規模自治体にとりましては非常に重要なことであると認識しております。

まず、本村における一般職員が広域的に参加している研修についてのお尋ねではありますが、9月定例会においても答弁しました内容と重複しますが、採用直後においては人事担当職員から職員としての心構えについて指導しております。また系統的な職員研修として、福島県自治研修センターが主催する縣市町村職員研修に参加させることにしております。4月、5月には初任者研修前期を1週間、10月、11月には後期研修を同じく1週間の日程で参加をさせております。これ以降の一般職の研修では、基礎力アップ研修、応用力アップ研修と、採

用後の4年目から20年の節目に研修が設定されており、ほかに管理者、監督者研修として新任係長研修、新任管理者研修、新任課長研修などに職務、職責に応じ職員の研修を実施しているところであります。

ほかに、職員の希望により政策形成能力開発コース、共同対人能力開発コース等の職員の意欲に応じた選択研修等が設けられております。平成27年度においては、これまで新規採用職員研修に6名、新任管理者研修に2名が参加しております。

以上が研修所での研修で、このほかに自己啓発として職員が自身の能力や知識における課題を発見し、その課題を解決するために学習し、自分を高めていく職員の能力開発の基礎となるものがあります。これらのためには、職員が自主研修を受ける際に、職務に専念する義務の特例に関する条例において、職務に専念する義務が免除され、その機会を得られるように定められており、研修の支援が行われております。またその他の研修として、配属された各課の事務事業について、それぞれ専門的な知識、技術等を習得するための研修が県や各種団体、民間団体等で実施されておりますので、幅広い視野を養うことを目的として必要の都度、研修に参加をさせております。これには、例えば地域整備課の技術職員が、ふくしま市町村支援機構で実施する研修でキャドの実務研修や、道路の設計等の研修があります。採用された職員が村民の負託に応え、信頼される職員になるために常に自己研さんに努めていくのは最も基本的な部分であり、これらを含め今後ともなお一層指導してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いし、遠藤議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） まず1つ、村長にお伺いしたいのですが、ワンストップサービスという言葉がありますけれども、村長、この言葉、ご存じでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） すみません、勉強不足です。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 私も最近聞いた言葉なんですけれども、このワンストップサービスと言われるものは、業務に係る手続やサービスをワンストップで提供することであるらしいです。つまりどういうことかと申しますと、複数の部署、庁舎、機関にまたがっていた行政手続を一度にまとめて行えるような環境のことを指しています。行政情報化推進基本計画に基づいた電子政府構想の一環であり、1997年の閣議でワンストップサービスの早期実現が閣議決定されているようです。2016年、来年から始まるマイナンバー制度もこの構想に基づくも

のかと思います。

自治体では、役所内の窓口を一本化する総合窓口を導入して、住民にワンストップサービスを提供する取り組みがふえています。この総合窓口は、言葉は少し乱暴ですけども、住民をたらい回しにせず、自治体の窓口で行われている各種証明書の発行や届け出等の手続を1カ所で住民が行政サービスを行える窓口と定義しています。地方公共団体を取り巻く厳しい財政状況の中、また住民ニーズが多様化する中で、行政の運営に当たっては限られた資源を有効に活用しながら住民の目線に立った住民に喜ばれるサービスを効果的、効率的に提供していくことが求められています。ワンストップサービスとはまさに住民サービスの向上と、業務の効率化の両立を図る取り組みであります。村長のご所見はいかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今、遠藤議員の話されたワンストップサービスは、今話されたとおりで理解をさせていただきました。医者もそうです。医者は専門的になりますと、それぞれ内科、小児科、胃腸科、同じ胃腸科でも消化器科、あるいは胃腸科とかいろいろありますよね。これ専門的な分野ではなくて、やはり村の診療所みたいなところは、総合診療院が私は必要ではないかと思っています。今、遠藤議員が言っているのはそのとおりだと思います。役場の1カ所の窓口で全部用を足せるという、そういったその市民サービス、村民サービスは鮫川村ができるような、村だからこそできる、顔を知っていますよね。皆さん、役場に来る村民の顔を知らない職員はいないと思います。ですから、そうした村民が何を知りたがっているのかという情報を察知して、まず最初に案内して、そこで全てを網羅できるような、そんな優しい役場の対応をできれば目指してワンストップサービスに努めていきたいと思っています。この辺を職員に徹底させて、何かあって、あちこちの課に振り回さないで、受付のところに職員が逆に相談に応じて2階の企画のほうから下がってきたり、隣の農林課のほうから伺ったり、そういった村民を2階、あるいは隣の部屋に移動させることなく村民の要望に応じていきたいなど、そういう思いで常に考えてはおります。こういったことをなお徹底させて、ワンストップサービスに努めさせていただきたいと思っています。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 前向きな答弁をいただきましたが、しかしワンストップサービスを完璧にこれを実現させるということになりますと、やはり業務システムの構築、庁舎フロアの改修、事務フローの見直しなどハードルが高いことは私も存じています。しかし、課をまたぐ事務でも来庁者ではなく職員が入れかわることは必要かと思っています。

一つのアイデアとしまして、選挙時に期日前投票を行っているスペースがあるかと思いません。今現在は住民福祉課が総合受付的な役割を一手に引き受けていることかと思いますが、そこで用件を伺って来庁者を歩かせるのではなく、用件を承り、椅子に座ってお待ちいただき、担当課のほうから出向くという形を今、村長のほうからも答弁いただきましたが、ハード面での課題というのは、その期日前投票のスペースに机と椅子を置くことでクリアできるかと思いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 1番、遠藤議員の再質問であります。こういった村民の煩わしさを解消するために、今、課の整理も行おうとしております。新年度に向けて、今、6課制でいいのかどうかも検討しております。その辺も含めて遠藤議員のワンストップサービスの要望にも応えていくことができるのではないかと思いますので、お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 自分も大分役場の雰囲気というか、あと役場の位置関係になれましたけれども、村民の人というのは恐らく、役場に来庁するというのは年に一度か二度か三度か、その程度だと思います。やはり、住民票をとりに来るとか、印鑑証明が車を買うので欲しいとか、そういったことでしか役場に来る用事というのではないかと思いますので、そういったときにそれはどここの課に行ってくださいというのは、農林課が庁舎は別だとかというのは私も最近覚えたことですから、担当課のほうから、そこに座ってお待ちいただいた利用者の方に出向くというのは、やはり優しいサービスなのではないかなというふうに考えています。

それに付随する形なんです。適切なサービスの観点から、職員の昼休憩のあり方について少しお話ししたいと思います。

今、役場の職員の方、昼になりますと自分の自席の上に弁当を広げて食べていることと思いますが、私は、銀行その他のサービスを受ける際に、自席で昼食をとっている姿を見たことはありません。これは村民の人が言っていたことですが、お昼に役場に用事があって出向いたときに、対応してくれた職員の方が口をもぐもぐさせながら少々お待ちくださいという形で対応されたということも私は伺いました。それはやはり、適切なサービスという観点からいくと、少し疑問が残りますし、食事というのはやはりお客様に見られてはいけないんじゃないかなというふうにも考えます。ですから、多くの職員の方が働いていることは私も知っておりますが、正庁または会議室、談話室などの来庁者から直接見えない場所での

食事というのが適切ではないかなというふうに考えますが、村長はどのようにお考えですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、遠藤議員の質問であります、そういったなれです。なれで自分らは当然昼休み時間はとれる、この間は昼食時間で自分の時間だという、そういうことなんです。その辺気をつけて、確かに外来者から、訪問者から見れば、そうです。その解決策としては総合受付でも玄関の入り口あたりに設けて、総合案内所ですか、そういったことで対応してもらって、もちろん昼食の時間ですからお待ちくださいということもできますし、そうでなくて、対応できる仕事は即対応できるシステムをとる、そういった形で、あと昼食をする場所等はなお持ち帰って職員と話し合いをさせていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 喫煙所が最高の情報交換場所だと言われることがあるんですけども、やはりたばこを吸っている3分、5分の間というのは、たばこを吸いながら、あのこの間のはどうなったんだとか、うちでは今こういうをやっているぞとかという情報交換の場としては最高だという話を伺ったことがあります。例えば昼食をともに食べるというか、昼食を一つの場所で職員同士が食べるというのもやはり課が違ってしまうと一日ほかの課の職員と顔を合わさずに、しゃべらずに帰ってしまうこともあるということをや役場の職員が以前に申し出ておりました。ですから、食事をとりながら違う課の人とコミュニケーションをとることも、疎通の意味では大きな意味をなすのではないかと思います、村長、どうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） その辺もあわせて職員とお話し合いをしながら、どういった食事の方法がいいのか、その辺検討させていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 食事に続きまして、今度は節電のことなんですけれども、お昼休みになりますと、庁舎内の電気、恐らく消しているかと思えます。それは何で消しているんだと言われれば節電のために消しているというのは私もすぐに想像はできるんですけれども、朝から夕方まで役場の窓口というか、あいていまして、朝から夕方、当然皆さん平日仕事をしているわけですね。どのタイミングで役場の庁舎に税金を払いに来たり、そういった書類をとりに来るんだと言われれば、やはり役場の周りにも会社や何かの用事で来ること、村民の方はあるでしょうから、その勤めている会社の休憩時間に役場に来庁するという方、非常に多いと思うんですよ。それで、お昼休みというか12時か1時ぐらいの間、実際どうですか、

村民の方、来庁されますかと以前、職員に伺ったときに非常に多いということを言っていたきました。昼間、午前のほうも仕事をしているわけであって、その休憩時間じゃちょっと役場に行って用足ししてくるかという人、非常に多いと思うんですけども、そのときに役場の電気が消えているというのはやはり適切なサービスという観点からは少しかけ離れているのではないかというふうに思います。きょうのように天気がいいときは非常に明るかったですけれども、天気によってはやはり曇り空だったり、薄暗いときもあるわけで、そういったときに、よほど暗いときにはつけているという話も伺いましたけれども、ほぼほぼやはり昼休憩となれば電気を消しているというふうに職員に伺いました。その役場に昼休憩のときに伺った利用者の方が逆に恐縮しながら、昼休み中にすみませんみたいな形で役場に入ってくるというふうなことも聞いたものですから、それはやっぱり余りよろしくないというふうに考えますが、村長はその昼休憩の節電の方法、いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 1番、遠藤議員の再質問であります。昼間、昼時、お昼の節電ですが、これは常々気をつけているのは受付、窓口は消さないで対応しているそうです。ですが、ほかの部署は村民の、来ないというか、昼休み時間は消させてもらっている、職員も仕事をしていないということで、これは昼休み時間ですから受付は支障のないように、あと昼休み時間ですからお待ちくださいはないようにこれから気をつけて対応していきたいと思います。ただ、電気のそれ以外の部屋は少し節電するのはやむを得ないのではないかという思いであります。ただ、昼休み時間に何事だというような顔はしないで、昼休み時間だからこそ来られる村民もいるわけです。こういったお客さんには、村民には十分応えられるように整理をしていきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 質素儉約が公人の大義であると思いますから、やはり節電というのはいたし方ないとは思いますが、やはり来庁した方が何だか暗いなというふうに感じるほどの節電、蛍光灯の消灯は少し行き過ぎた削減ではないかなというふうに思いますので、削減ありきではやはり何の生産性も生まないというのがありますから、やはり必要最低限のそういった節電で何とか住民にそういう不快な思いをさせないような明るさ、照度はちょっと確保していただきたいなというふうには思います。

若い職員の人と、20代、30代の職員の人と食事をしたり情報交換をする機会が、最近大分ふえてきました。残念ながら、課長補佐クラスの人とちょっと交流することはないんですけ

も、若い人たちの中には、実は俺は役場で一発やってやろうと思うんですという意識の人がいることも確かであります。しかし、一方、村民の人の意見を聞きますと、当然、村長以下職員の方もお耳に入っているかと思いますが、役場職員は、役場職員はということと言われることと思います。その都度私は、いやいや〇〇さん、たまたまそういう人が目についた、たまたまそういう人に対応を受けたのかもしれませんが、決してそういう人ばかりではなくて、役場の職員の人、若い人しかつき合いはありませんが、非常に意識も高く業務に当たっている方もおられますよというふうに私は常に言っているんですが、やはり今申し上げてきたようにワンストップサービスや節電とかそういったことにも付随するんですが、そういう役場の人の意識の高さとか努力とか、そういったものが村民にうまく伝わっていないんじゃないかなというふうに自分は感じるんですが、村長、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 役場職員も人それぞれいろいろな人がいます。表現力の上手な人もまた内気な人もいるわけです。採用の際には、それぞれ大きな夢と希望を持って、鮫川の村民の負託に応えるような職員になるという高い志で皆さん、しっかり希望は書いているんです。今、遠藤君の言われたような質問を私は予算編成会議の中でお話をさせていただきました。職員が、最近発言力が弱くなっている、提案が少ないという意味です。もう少ししっかり自分の志を遂げられるような、入社というか役場職員に応募したときの気持ちを、初心を忘れないで、それを発揮できるような考えで職務に精励してほしい、予算獲得に努めてほしい、自分が村民のために何をしたいかというのをもう一度確認したいというお話をさせていただきました。そういったことで、職員も十分やる気はあると思います。ただ、なかなか上司がおりますから、上司の前でいろいろ提案するのがおっくうというか勇気の要る仕事ですから、その辺管理職の皆さんにもお願いをしながら、若い人の意見を採用して村の振興に努めてまいりたいと思います。あわせて、きょうの遠藤君のお話等も、職員会議の中では反映させていきたいと思います。

お答えにさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 我々、議員もそうかと思うんですが、やはり村民と役場の職員と議員と3者がいがみ合うようなとか足を引っ張り合うようなそういった状況は、この3,800人足らずの村にとって、小さなコミュニティーにあって、余り思わしくないことであるとい

うふうに考えています。バッジをつけてふんぞり返るような時代ではありませんし、幸いにも私が一緒に議員活動をさせてもらっている議員の先輩方にはそういった時代錯誤の考えをお持ちの方は一人もおられません。ですから、住民と議員とそして職員の垣根をなるべく取り払って、皆が同じような方向を向きながら、一緒に村を進めていくことが大きな原動力となることだと思いますので、私たちもそれを胸にしっかりと業務に当たらせていただきたいと思います。

少し生意気なことも言いましたので、この議場でのやりとりを館内放送でお聞きの庁舎の職員の方には、少々不愉快な思いをされた方もいるかもしれませんが、何とぞご容赦いただきまして私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 12月の定例議会、最終の一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点について、村長に答弁を求めるものであります。

氷結による危険村道の改良について。

村道新宿・古殿線、石井草地区、俗称叉石、延長距離約200メートル区間は、冬期間日照がほとんどなく、急カーブで傾斜もきつく、降雪、降雨による氷結で地域住民から交通の難所、魔の道路と恐れられ、住民生活に支障を来している。現在まで多少の改良や融雪剤散布、あるいは日陰木伐採など手を加えられてはいるが未解決であり、思い切った対策を進めるべきと考える。

そこで、次の3点が考慮されます。1、防雪屋根の建設。2、迂回道路の建設。石井草・笹内線の延長のことであります。3、トンネル工事の建設が挙げられるが、村長の所信をお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田武久議員の、氷結による危険村道の改良についてお答えを申し上げます。

お尋ねのご指摘のとおりであります。村道新宿・古殿線は、大字赤坂中野字新宿地内を基点として、大字石井草字森ノ前地内を終点とする約2.2キロの道路であります。この道路は主に石井草地内に居住する住民の方が通勤、通学に利用しております。ご質問にある通称又石は、冬に雪が降りますと路面が凍結し危険であることから、平成21年度に日陰林対策事業を実施いたしました。山林の所有者から協力していただける範囲の樹木を伐採しております。平成25年度には、軽トラックを利用し、融雪剤が散布できる小型の簡易散布機を購入し、村内の道路で凍結している箇所に融雪剤の散布を行っております。又石は重点的に散布するようにしております。また積雪があれば除雪作業を行い、交通の安全確保に努めております。議員から提案がありました思い切った対策は、道路の改築または申請事業となります。どの提案も1億以上の事業費がかかるものと思います。道路の改築と新設事業は国庫補助事業の採択が大変厳しくなっておりますのも議員ご承知かと思っております。国庫補助事業が採択されないと、村の単独事業として実施するかどうかの検討となりますが、村の一般財源のみで提案のあった思い切った対策を実施するのは難しいと考えております。

現在、国では長寿命化対策に重点を置いており、現在ある道路で舗装が老朽化している道路の舗装の打ち直しを国庫補助事業で実施することができるようになりました。ご質問の道路がそうであります。今年度から実施している新宿・古殿線の舗装打ち直しは、この国の補助事業を活用しております。補助率は70%であります。村ではこの舗装打ち直しの際に、今回の質問の又石は凍結による危険箇所として凍結抑制舗装工法で施工する計画であります。この工法は、通常とは異なる舗装の資材を使用しました舗装面に、ウレタン樹脂混合物を充填する工法です。この工法で施工しますと、車両の荷重により樹脂がたわみ、氷の破碎、剝離を促進して早期に路面を露出させることでスリップ事故防止を図り、交通の安全を確保するものです。県内では、南会津地内の国道や白河市地内の県道などで既に施工されており、効果を得ている工法です。又石の路面の凍結対策、地域の皆さんの冬期間の安全通行のために凍結抑制舗装工法を採用した次第であります。村内には、村道新宿・古殿線のほかにも路面が凍結し危険になる箇所が数カ所あります。厳しい財政状況ではあります。経済効果、必要性など費用対効果を十分に精査し、関係機関と協議しながら危険箇所の解消を計画的に進め、冬期間の交通安全に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いするところであります。

この凍結抑制舗装工法というのは、又石に採用、ことし初めて鮫川でするわけですが、アメウレタン工法というそうです。普通の道路料金の大体3倍くらいの費用がかかる。あの

又石の一番急な部分の600メートルほどの距離をこのアメリウレタン工法で施工する考えで計画をさせていただきました。全長で2.2キロで予算は2億であります。2億のうち7割が補助事業、3割が村の負担ですから、この3割の村負担6,000万は過疎債を借りてこの事業に充てたいと計画をさせていただきました。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 当然、村長の答弁から、村道は単独事業、これは自主財源でやらなくちゃならないということは承知しておったわけでありまして。現在、2.2キロのうち表面舗装の改良事業ですか、それをやられておるわけですが、当然地域住民、私も長い間凍結の状態は直視してきたわけでありまして、住民からも強い要望を言っていたわけでありまして。この順番に挙げていたその対策法ですか、それらは単独事業で自己資金、村の財源の調達では当然これはできない。先ほど村長が1億円以上かかると。いずれも1億円以上ではきかないと思うんですよ。トンネルは不可能であるから最後に挙げたわけでありまして、当然、さきに示した屋根ですか、屋根をかける。県内では会津地方に数カ所見られるわけです。やって不可能なものではないと。村長も当然あの現場は把握されておるわけでありまして。勾配がきつくて2.2キロのうち、約200メートル区間というのはかなり急カーブで沢沿い、それから片側には河川があるということで、迂回道路もなかなか難しい。トンネルでもってスカイラインみたいにスピンと距離を伸ばしていけば勾配はとれるわけでありまして、そういったことも不可能であります。だから、一番手っ取り早いのは、防雪屋根の建設ということでありまして、私が今回の質問通告をしてから20日間くらいはたっているはずですが、それで当然、私の答弁の準備はされておったと思いますが、その会津地方あたりで設置されている防雪屋根、そういうものに対しての資料等の準備など、それから調査などされたのか、それに対しても村長から伺いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 前田議員の再質問で、その提案された3つのうちの防雪屋根の建設の予算であります。この予算の前に、実は今年度の事業から2.2キロの道路の改修は計画されました。ですから、今回の前田議員の提案は、この又石の工法はアメリウレタン工法ということで村は考えておりますので、そちらは検討はしていません。

答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） アメニウレタン工法というようなことで、かなり事故防止の対策には対応できるというふうに思われますが、実際そういうふうな道路は私、通っておりません。村内では初めてだし、近隣でもそんなにないというようなことで、実際に通行してみないと、凍結された道路を通行して経験してみないとその状況はわからないというような状態ですね。まず、あの勾配からいって、それから先ほど、日陰状態は鮫川でも本当に有名な地区です。ほとんど冬期間は山が険しい、高い山に囲まれた沢沿いであって、日が全然当たらないということで、どんどんそういったアメニウレタン工法の上部、上から解けて流れてきたものが氷結するという、重複するような状況であろうかと想像されるわけでありまして、そういうものでは完全でない。まして、これは長年、地域住民、それからあそこを通行する沿線の方々からの要望でありまして、1億円以上の予算が必要としても鮫川の一つの魔の道路の解消策としても、これは行政支援はやるべきだというふうに考えておりますが、もしその工法でもって対応できなかった場合には、どう対処されるつもりでいるか、その辺も念のために答弁を求めたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今の、9番、前田議員の質問では、このアメニウレタン工法で凍結が回避できなかった場合には防雪の屋根の建設を考えるかという質問であります。ただいまのところ、今の村の考えでは、このアメニウレタン工法が一番経済的で費用対効果があらわれる工法かなと、こう考えております。ですから、これがだめなときにはどうするんだ、これはそのときにまた新たな提案をさせていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 資金の調達は、これはいろいろあるかと思いますが、先ほど、過疎債を利用するというような考えであります。鮫川は特に過疎債、辺地債、これらの融資、公的な資金が利用できるわけでありまして。ご承知のように、鮫川は村税完納でもって特交金も入っておりますし、その特交金のおかげで財調もあるわけでありまして。そういったお金をある程度そういう危険箇所、それから住民が強く要望するような箇所に充当するにしても決しておかしいものではないというふうに考えておりますので、そういうふうな後々の考え、そこら辺には完全な対策を講じてほしいなというふうに考えておるわけでありまして。

それと、今、2.2キロの舗装改良ですか、それでその一部として叉石はそのような工法で仕上げるというような計画でありますが、あの集落の中ほど、今、今年度事業でもって中断している区域がありますね。それで、恐らく今年度中には舗装完了というふうに思われるん

ですが、あの中断の理由とその完成時期はどうなっているんだか、その辺もちょっとお聞きします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 実は、当初予算で舗装までということでありましたが、路盤工事だけで、あと一部舗装でことしの予算が終わってしまいました。あの一部を路盤工事だけで置いて、あと来年度の予算つき次第ということ、3年間計画であの2.2キロの改修を考えていたんですけども、今の予算のつき方では4年になるのではないかということで、地域の皆さんには理解をしていただきたいと思います。以上です。

以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） その中断されている区間も今年度中にできないで4年かかるということですか。

〔「いや」と言う人あり〕

○9番（前田武久君） それと、そのウレタン工法はいつやるんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、ウレタン工法まで含めて4年の計画で考えております。そのウレタン工法の必要な箇所は、ダムありますね、ダムから塩田さんの入り口、あの入り口まで600メートルあるんです。600メートルですと、普通の工法ですと1,600万ぐらいで上がるんです。このアメニウレタン工法ですとその3倍かかって4,200万ほどかかる工事になります。こういったことで、ことしが初年度ですから、あと2年ですから29年までかかるということでご理解いただき……30年です、4年間の事業ということで森の前までの改修ということがあります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 本当に、中断されている区間、あれ何メートルあるんですか。そんなにないと思うんです。200ないか、100メートルぐらいか。それで私、現状を見てきたんですけども、かなり今、防じん処理でもって表面をかたくしておったんですが、もう何カ月か過ぎちゃったんだね、中断してから。それで穴だらけになって、恐らくこれから降雪なんかあると水たまりができる、恐らく氷結するような場所であるし、あれ集落の中心地なんだよね。その中心地がそのような状態では、冬期間、かなり住民の苦情もあろうし、生活に影響するんじゃないかというふうに考えておるので、できれば今年度中にあれは仕上げてやるよ

うな方法、これはできないんですか。

[「いや、一般財源使えばいいけれども」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、まことに申しわけないですが、今年度中の事業は難しいです。

こういった不便をおかけしないように、都度に路盤の整備だけは欠かさずやらさせていただきます。なお、詳しくは担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長、増谷君。

○地域整備課長（増谷隆夫君） 9番、前田武久議員の質問にお答えします。

議員さんおっしゃったように、ことし舗装が補助金の関係で一部砂利になりました。それで、舗装をかけるときに、先ほど議員さんがおっしゃったように、舗装する前に上層路盤の上に乳剤を引いて舗装がつきやすくする、そして砂をまくんですが、その状態にして今回、固めた状態で次年度の舗装を計画しています。なお、これから冬、議員さんおっしゃったように穴があいたり凍ったりしたところは、地域整備課で定期的に点検して通行に支障のないようにいたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 課長の説明はいいんだけど、実際、現在穴だらけなんだからね。

だから、点検これからして対応する、完成するまでに何回か補修するということは間違いなくやるんでしょうけれども、今やらないと、今困っている状態だから、それをちゃんと約束してもらわないと、私も住民に説明がつかないので、それは大丈夫なんですね。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（増谷隆夫君） 本当は舗装すればよかったんですが、昔はよく1年ぐらい置いて、自然転圧、自動車が通って固めるという工法もありました。今はほとんど少なくなりましたが、通行に支障のないように舗装をかけるのが正しいと思いますが、その砂利の状態ですら支障のないように、管理は村でします、間違いなく。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 現状をすぐ把握して、そしてあすにでもその作業に入ってくださいたくお願い申し上げまして、防雪屋根は、これは単独事業では当然無理な話とは思いますが、今回の簡易処理、簡易対策でもって対応し切れない場合にはそれを完全な方法でもって住民の税金でもって賄われる、村の行政、それに対する村民への公平・公正なる行政手腕を発揮していただきたくお願い申し上げまして質問を終わりたいと思います。

○議長（星 一彌君） これで一般質問を終わります。

10分間の休憩をいたします。

（午後 3時33分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時43分）

◎議案第123号～議案第125号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第4、議案第123号 鮫川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例から日程第6、議案第125号 鮫川村税条例の一部を改正する条例まで3議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第123号から議案第125号までの3議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

初めに、議案第123号 鮫川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号及び同法第9条第9項の規定に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるための条例を制定するものであります。

次に、議案第124号 鮫川村村営バス条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

この条例は、精神薄弱者福祉法、障害者基本法等において用いられていた「精神薄弱」という用語を「知的障害」という用語に改めることにした、精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律に基づき、本条例で使用している用語についての整理を行うものであります。

次に、議案第125号 鮫川村税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。議案書の4ページをごらんください。

この条例は、平成26年度の税制改正で、国税において納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税通則法及び国税徴収法の改正により、毎月の分割納付を条件とした納税者の申請に基づく換価の猶予制度の見直し措置が講じられ、この際、地方税については地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、換価の猶予に係る申請期限などの一定の事項について条例で定めることとされたことによるものであります。また平成28年1月1日から施行される行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条文の改正が盛り込まれております。さらに、平成28年4月1日からたばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げて、紙巻きたばこ旧三級品の特例税率が廃止されます。これに伴い、激変緩和等の観点から経過措置が講じられ、平成31年4月1日まで4段階に分けて実施されることとなります。その他実施に際しまして手持ち品課税が実施されるなど、所要の措置について規定したものであります。

以上で、議案第123号から125号までの3議案についての提案理由の説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第126号～議案第131号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第7、議案第126号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）から日程第12、議案第131号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの6議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第126号から議案第131号までの6議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第126号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

議案書の17ページから21ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをごらん願います。

ずっとこれから事項別明細書で説明をいたします。

補正前の予算額33億39万3,000円に対しまして、今回9,398万8,000円を増額し、補正後の予算総額を33億9,438万1,000円とするものであります。

事項別明細書の2ページをごらんください。

6款1項1目2節の地方消費税交付金790万1,000円増額は、7月から9月までに収入した地方消費税について、精算後の2分の1が市町村に交付されるもので、4回のうちの3回目社会保障財源分として補正予算財源に充当するものであります。

9款1項1目1節の地方交付税5,612万5,000円増額は、地方交付税の交付額決定によるもので、今回補正予算財源に充当するものであります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節保険基盤安定負担金239万8,000円は、国民健康保険税の軽減等が確定したことによる増額補正であります。同じく2目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧事業費負担金320万1,000円は、本年7月の梅雨前線豪雨による河川災の事業費が確定したものであるものであります。

3ページです。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節保険基盤安定負担金218万6,000円増額は、国民健康保険分237万5,000円と、後期高齢者医療分の軽減額18万9,000円が確定したことによるものであります。同じく、2項県補助金、5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金、東日本大震災農業生産対策交付金578万7,000円増額は、稲わら収穫機マニアスプレッター導入補助金の変更に伴うものであります。これはあさひファームです。同じく、農地集積・集約化対策事業費191万円は、農地中間管理機構による農地の集約協力、経営転換協力に対する補助金であります。これは塚本地区であります。同じく、10目農林水産業施設災害復旧費県補助金、1節農地等災害復旧事業費629万9,000円は、ことし7月の台風11号による農地災の事業費確定によるものであります。

16款1項寄附金、1目総務費寄附金、1節地域振興寄附金222万6,000円は、ことし9月から10月までのふるさとづくり寄附金121万円と、棚倉町の藤田圭希様からの地域振興費寄附金100万円ほかであります。

4ページをお開きください。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目1節公有施設整備基金繰入金460万円は、公民館施設改修事業に要する経費の財源について同基金から繰り入れするものであります。

20款村債です。議案書の21ページをお開きください。第2表です。

地方債補正をあわせてごらんください。

1項村債、1目1節辺地対策事業債100万円の減額は、スクールバス整備事業の管理料によるものであります。同じく4目災害復旧事業債、1節公共土木施設災害復旧事業債150万円の増額は、現年度公共土木施設災害復旧事業費に充当するための起債であります。

次に、歳出であります。

事項別明細書の5ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、25節積立金5,122万7,000円は、地方交付税の増額補正による歳入のうち、減債基金に2,000万円、公有施設整備基金に3,000万円を積み立てたほかに、新規のふるさとづくり寄附金121万円をふるさとづくり基金に積み立てるものであります。

6ページをお開きください。

6ページ、同じく8目諸費、11節需用費75万4,000円は、村内各地区に設置されている交通安全ドラム缶の老朽化に伴い、舗装等の改装に要する経費として75万4,000円を補正するものであります。これ、ドラム缶立っているよね交通安全の。そのペンキの塗りかえと字の入れかえです。

同じく4項選挙費については、村の議会議員選挙、村長選挙に要する経費について予算の整理を行ったことによる減額であります。

事項別明細書8ページをお開きください。3款民生費です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金630万4,000円は、保険基盤安定負担金の確定による国民健康保険特別会計への繰出金の増額補正分です。同じく3目後期高齢者医療事務費、28節繰出金25万2,000円の減額は、後期高齢者医療費の軽減額等が確定したことによるものです。同じく4目介護保険事務費、28節繰出金10万円の増額は、介護保険総務費の経費について、同会計に繰り出しするものであります。

同じく、2項児童福祉費、5目こどもセンター費、11節需用費30万8,000円の増額は、同施設の消防用設備及びピアノの修繕料であります。

事項別明細書、9ページをごらんください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、28節繰出金65万1,000円の増額は、集落排水施設の修繕に要する経費について、同会計へ繰り出しするものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金の769万7,000円の増額は、東日本大震災農業者生産対策費として、あさひファームの稲わら収穫機マニアスプレッター導入事業の578万7,000円の変更に伴うものと、塚本地区の農地の貸借の補助金、農地集積・集約化対策事業費補助金の191万円であります。

事項別明細書10ページをごらんください、次のページです。

10款教育費です。2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費99万2,000円、一番下です。99万2,000円の増額は、鮫川小学校の自動火災報知機の故障に伴う改修に要する工事費であります。

11ページです。

同じく、3項中学校費、1目学校管理費、18節備品購入費39万5,000円増額は、鮫川中学校の電話機の老朽化に伴う電話機の更新を行うものであります。同じく、2目教育振興費、11節需用費の消耗品費323万6,000円の増額は、平成28年度から31年度までの中学校教師用教科書及び指導書の購入に要する費用経費であります。

同じく、5項社会教育費、2目公民館費、15節工事請負費462万4,000円は、公民館前庭の舗装の補修工事に81万円、漏水している屋内消火栓の代替として、消火栓が使えなくなったそうです、これを直すよりはパッケージ型の消火器設備を設置したほうが安上がりだということで、パッケージ型の消火器設備を設置することにしました。そのための工事費が381万4,000円であります。

12ページをお開きください。

11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年度土木施設災害復旧費、15節工事請負費485万円は、ことし7月の梅雨前線豪雨による河川の復旧工事費であります。同じく、2項農林水産業施設災害復旧費、1目現年度農業施設災害復旧費、15節工事請負費780万円は、台風11号による災害復旧工事の6カ所分であります。

以上が一般会計の主な補正予算であります。

次に、議案第127号 平成27年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）事業勘

定についてのご説明を申し上げます。

議案書は22ページから24ページ、事項別明細書は16ページをお開きください。

事項別明細書は16ページ、補正前の予算総額 5 億4,810万4,000円に対しまして、今回445万1,000円を増額し、補正後の予算総額を 5 億5,255万5,000円とするものであります。

事項別明細書17ページをお開きください。

歳入であります。

3 款 1 項 1 目療養給付費交付金、1 節現年度退職者医療交付金183万5,000円の減額は、退職者医療交付金の精算見込みによるものであります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目 1 節一般会計繰入金 6 万円の減額は、出産育児一時金の 2 件分56万円を減額し、事務費に50万円を増額するものであります。

同じく 2 節保険基盤安定繰入金636万4,000円は、保険料軽減分について国保会計に繰り入れするものであります。

歳出であります。

18ページをごらんください。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、3 目一般被保険者療養費、19節負担金、補助及び交付金70万円の増額は、一般被保険者療養費支払いのための増額分であります。同じく、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、19節負担金、補助及び交付金100万円の増額は、一般被保険者の高額療養費支払いのための増額分であります。同じく、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、19節負担金、補助及び交付金84万円の減額は、当初見込みよりも 2 件減少の見込みとなるためのものであります。

19ページをごらんください。

11款 1 項 1 目予備費です。339万1,000円の増額は、保険基盤安定繰入金のうち一部を予備費に充当するものであります。

次に、直診勘定です。22ページをごらんください。

予算総額の変更はありません。

歳出の 1 款 1 項 1 目一般管理費、11節10万円について、予備費からの充当のための補正であります。

次に、議案第128号 平成27年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

事項別明細書23ページをお開きください。

補正前の予算総額 1 億9,948万9,000円に対し、今回2,730万7,000円を減額し、補正後の予算総額を 1 億7,218万2,000円とするものであります。

事項別明細書24ページをお開きください。

歳入です。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目施設整備費国庫補助金、1 節簡易水道事業費補助金の1,126万円の減額は、生活基盤近代化事業の事業費確定による減額であります。

7 款諸収入、2 項 2 目 1 節雑入の635万3,000円の増額は、村民建物災害共済金及び消費税還付によるものであります。

事項別明細書とあわせて議案書の27ページ、第 2 表、地方債補正をごらんください。

8 款 1 項村債、1 目 1 節簡易水道事業債1,120万円の減額は、鍬木田配水池整備事業費確定による減額であります。同じく、2 目 1 節過疎対策事業債1,120万円の減額も、鍬木田配水池整備事業費確定による減額であります。

次、事項別明細書です。25ページをお開きください。

歳出では、2 款施設費、1 項 1 目施設管理費、11 節需用費の修繕料169万4,000円の増額は、余所内「さぎり荘」駐車場前の漏水修繕及び塚本、余所内水源地の修繕費用についての増額補正するものであります。同じく 2 項 1 目施設整備費、15 節工事請負費3,036万3,000円の減額は、鍬木田配水池新設工事の事業費の確定に伴う減額であります。

次に、議案第129号 平成27年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）です。

議案書の28ページと29ページ、事項別明細書は27ページをお開きください。

補正前の予算額が3,393万9,000円に対しまして、今回65万1,000円を増額し、補正後の予算総額を3,459万円とするものであります。

次、28ページをお開き願います。

歳入で、一般会計から65万1,000円を繰り入れし、歳出で集落排水施設修繕料の不足分について増額するものであります。

次に、議案第130号 平成27年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）です。

議案書の30ページ、31ページ、事項別明細書は29ページをお開きください。

補正前の予算額 4 億7,838万3,000円に対しまして、今回10万円を増額し、補正後の予算総額を 4 億7,848万3,000円とするものであります。

30ページをごらん願います。歳入です。

7 款繰越金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、4 節事務費繰入金10万円を増額す

るものであります。

歳出において、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を増額して事務費等に充当し、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金303万2,000円を減額し、同じく2目特例居宅介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金で303万2,000円を増額するものであります。これは、訪問介護の利用者数が減少し、ひだまり荘短期入所介護の利用の増加が見込まれるためのものであります。

次に、議案第131号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）です。事項別明細書33ページをごらんください。

補正前の予算額3,516万5,000円に対しまして、今回25万3,000円を減額し、補正後の予算総額を3,491万2,000円とするものであります。

事項別明細書34ページをお開きください。

歳入では、保険基盤安定繰入金25万3,000円を減額し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を同額減額するものであります。

以上で、議案第126号から第131号までの6議案につきまして提案理由の説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎議案第132号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第13、議案第132号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第132号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更についてのご説明を申し上げます。

議案書の34ページ、35ページをお開きください。

本件は、鮫川村過疎地域自立促進計画の中の2、産業の振興の計画に買い物弱者支援施設運営支援事業として、スマイルの運営費に対する支援を新たに加え、10、その他地域の自立

促進に関し必要な事項に、高原の鮫川うまいもの祭り実施事業として、うまいもの祭りの開催運営費を助成する計画を追加するものであります。これらは、いずれも過疎債のソフト事業として継続的に取り組んでいくための変更であります。

以上で、議案第132号につきましての説明を終わります。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

あすは各常任委員会で議案調査、10日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時15分）

第 7 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成27年第7回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

平成27年12月10日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第123号 鮫川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 2 議案第124号 鮫川村村営バス条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 3 議案第125号 鮫川村税条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 4 議案第126号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算(第7号)
質疑、討論、採決
- 日程第 5 議案第127号 平成27年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
質疑、討論、採決
- 日程第 6 議案第128号 平成27年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
質疑、討論、採決
- 日程第 7 議案第129号 平成27年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
質疑、討論、採決
- 日程第 8 議案第130号 平成27年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第3号)
質疑、討論、採決
- 日程第 9 議案第131号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
質疑、討論、採決
- 日程第10 議案第132号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更について
質疑、討論、採決

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
6番	京條英征君	7番	前田雅秀君
8番	関根政雄君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
企画調整課長	小松毅君	住民福祉課長	鈴木眞理子君
農林課長 兼任農業委員会 事務局長	村山義美君	地域整備課長	増谷隆夫君
教育課長	須藤健君		

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	斉藤利己	書記	渡邊敬
------	------	----	-----

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第123号～議案第125号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第123号 鮫川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例から、日程第3、議案第125号 鮫川村税条例の一部を改正する条例までの3議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第123号 鮫川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第124号 鮫川村村営バス条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第125号 鮫川村税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第126号～議案第131号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第4、議案第126号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）から、日程第9、議案第131号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）まで6議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 一般会計の補正であります。事項別明細書でもって9ページ、農林水産業であります。補助金、東日本大震災農業生産対策費、それから機構農地集積協力金ですか、村長の説明では地区としてあさひファーム、それから塚本地区というような説明でしたが、これらの補助の内容ですか、それらについて。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） ただいまの9番、前田議員の農業振興費についての質問であります。最初の農業災害対策事業費、東日本大震災の農業生産対策交付金で578万7,000円、これはあさひファームに対しての稲わらの収束機とマニアスプレッダの買い入れに対する県の補助金であります。

次の191万円、これは経営改善支援活動事業費というのは、農地の荒廃を防ぐために貸し手側、借り手側に農地の有効利用を図るための助成金であります。まず、借り手側のほうには1反歩当たり、10アール当たり2万円の借り手に対しての助成金、そして貸し手側に対し

ては0.5ヘクタールですから、5反歩以上から2ヘクタールまでの面積に対して50万、これは10年以上の契約で一時金として出る資金であります。この資金を活用して、塚本地区にこ
としようといった事例が発生しまして、賃貸借の契約が公社により成立したということであり
ます。

以上で、農業振興費の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） あさひファームの機械に対する補助金ということで、これは前年度は
そういうふうなあれでもって補助対象になったような費目はなかったんですか、その辺。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 前年度交付されたのは、ホールクroppサイレージの刈り取り機なん
です。今回は機種が違って、今回は稲わら収束機というのは稲わらを、餌米、飼料米をとっ
た場合に稲わらが田んぼに一面に散らかっている、その稲わらを収束して有効利用する、そ
ういった事業でありますし、マニアスプレッダというのは堆肥を田んぼに散布する、そうい
った機械だそうです。これに対するの補助金。

以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） こういった農業に、集積やそれから委託されて本村の農業を守るとい
うような、そういう精力的な団体に対しての補助、これは本当に好ましいことであろうかと
思いますが、一般には補助金の重複運用というのは余り国のほうでは推奨していないはずだ
と思うんですが、こういったことが例になって、これからいろんな事業に対して一団体が続
けて交付されるというような例ができるのであれば、一般にも適用されるのかなというふう
に考えるわけですが、その辺はどうなんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、一つの交付要件としてはグループ組織なんです。法人組織とか
農業法人、国・県の補助金を受ける場合には個人的な信用性ではだめなんです。農業法人と
か会社組織にして支援の交付を願うという組織であります。ですから、地域によっては相談
をしながらそういった営農集団をつくって事業展開になれば、当然この交付金の補助は受け
ることができます。もちろん、形態によりましては村の支援もやぶさかではないのかとも思
っております。こういったことで農業振興を図ってまいりたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） では、今の説明というのは納得いたしましたので、さきほど村長が言われました24万3,000円の多面的、これの返還金ですが、その地区名と、どういった理由をもってその返還を強いられたんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） この多面的機能支払交付金の返還金が発生したのは、26年に取り組みました西野の上野町地内で多面的機能の交付金事業に初めて取り組んだんですが、これがなかなか集団での事業ができなかったために、全額返納ということになりました。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

7番、前田雅秀君。

○7番（前田雅秀君） 7番、前田です。

今の農地集約の貸し手側、借り手じゃなくて貸し手側の条件について説明をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 貸し手側に課せられる条件と申しますと、まず10年以上の対策であるということであります。あと面積的には、計上する面積が0.5ヘクタールから2ヘクタールで今回は実施したということであります。

○議長（星 一彌君） 7番、前田君。

○7番（前田雅秀君） 7番、前田です。

そうすると、農業を放棄するという中で機械とか農地を耕してはいけないとかという、そういう制約はないわけですね。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 質問の意味がちょっと……。

○7番（前田雅秀君） 自家野菜とか、そういうものを耕してはいけないとか、農機具を放さなくちゃいけないとか、そういう制約はないですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、賃貸借のあった農地には、もう借り手側の自由ですから、10年間だけは借り手側の耕作権があるわけですから、貸し手側はその土地を利用することはできない。ほかに持っている農地に対しては貸し手側の自由であります。ただ、貸借した田んぼや畑に関しては、これは当然借地者の、10年間は自由になるわけですから、その辺10年間継続していただきたいという契約であります。

○議長（星 一彌君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第126号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第127号 平成27年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第128号 平成27年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第129号 平成27年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第130号 平成27年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第131号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第132号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第10、議案第132号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第132号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（星 一彌君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りいたします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第7回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前10時17分）

上記会議次第は事務局長斉藤利己の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成27年12月10日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 関 根 政 雄

署 名 議 員 前 田 武 久